

令和 7 年 第 1 回 中 泊 町 議 会 定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (2月27日)

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	3
出席説明員	3
職務のため出席した事務局職員	3
開会の宣告	4
開議の宣告	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定について	4
日程第 4 報告第 2 号から日程第 3 4 議案第 3 1 号まで	4
・ 報告第 2 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (令和 6 年度中泊町一般会計補正予算第 1 0 号について)	
・ 報告第 3 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (令和 6 年度中泊町一般会計補正予算第 1 1 号について)	
・ 議案第 3 号 令和 7 年度中泊町一般会計予算について	
・ 議案第 4 号 令和 7 年度中泊町国民健康保険特別会計予算について	
・ 議案第 5 号 令和 7 年度中泊町介護保険事業特別会計予算について	
・ 議案第 6 号 令和 7 年度中泊町後期高齢者医療特別会計予算について	
・ 議案第 7 号 令和 7 年度中泊町水道事業特別会計予算について	
・ 議案第 8 号 令和 7 年度中泊町農業集落排水事業特別会計予算について	
・ 議案第 9 号 令和 7 年度中泊町漁業集落排水事業特別会計予算について	
・ 議案第 1 0 号 中泊町犯罪被害者等支援条例の制定について	
・ 議案第 1 1 号 中泊町学校施設整備基金条例の制定について	
・ 議案第 1 2 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	
・ 議案第 1 3 号 中泊町職員の給与に関する条例の一部改正について	

・議案第 1 4 号 中泊町職員等の旅費及び費用弁償に関する条例等の一部改正について	
・議案第 1 5 号 中泊町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	
・議案第 1 6 号 中泊町青少年問題協議会条例等の一部改正について	
・議案第 1 7 号 中泊町総合文化センター条例の一部改正について	
・議案第 1 8 号 中泊町運動公園条例の一部改正について	
・議案第 1 9 号 令和 6 年度中泊町一般会計補正予算第 1 2 号について	
・議案第 2 0 号 令和 6 年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第 4 号について	
・議案第 2 1 号 令和 6 年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第 4 号について	
・議案第 2 2 号 令和 6 年度中泊町後期高齢者医療特別会計補正予算第 2 号について	
・議案第 2 3 号 中泊町教育委員会委員の任命について	
・議案第 2 4 号 中泊町監査委員の選任について	
・議案第 2 5 号 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めるの件	
・議案第 2 6 号 中泊町認知症高齢者グループホームしおさいに係る指定管理者の指定について	
・議案第 2 7 号 中泊町すくすくしたまえ館に係る指定管理者の指定について	
・議案第 2 8 号 中泊町一般廃棄物最終処分場に係る指定管理者の指定について	
・議案第 2 9 号 中泊町総合文化センター文化ホールに係る指定管理者の指定について	
・議案第 3 0 号 中泊町総合福祉健康センターに係る指定管理者の指定について	
・議案第 3 1 号 町有財産の無償貸付について	
日程第 3 5 予算特別委員会の設置	1 2
散会の宣告	1 3
第 2 号 (3 月 4 日)	
議事日程	1 5
出席議員	1 5

欠席議員	1 5
出席説明員	1 5
職務のため出席した事務局職員	1 6
開議の宣告	1 7
日程第1 一般質問	1 7
5 番 塚本悦子議員	1 7
1 番 鈴木長一郎議員	2 0
散会の宣告	2 3

第 3 号 (3月7日)

議事日程	2 5
出席議員	2 7
欠席議員	2 7
出席説明員	2 7
職務のため出席した事務局職員	2 7
開議の宣告	2 9
日程第1 報告第2号	2 9
・報告第 2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (令和6年度中泊町一般会計補正予算第10号について)	
日程第2 報告第3号	3 1
・報告第 3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (令和6年度中泊町一般会計補正予算第11号について)	
日程第3 議案第3号から日程第9 議案第9号まで	3 2
・議案第 3号 令和7年度中泊町一般会計予算について	
・議案第 4号 令和7年度中泊町国民健康保険特別会計予算について	
・議案第 5号 令和7年度中泊町介護保険事業特別会計予算について	
・議案第 6号 令和7年度中泊町後期高齢者医療特別会計予算について	
・議案第 7号 令和7年度中泊町水道事業特別会計予算について	
・議案第 8号 令和7年度中泊町農業集落排水事業特別会計予算について	
・議案第 9号 令和7年度中泊町漁業集落排水事業特別会計予算について	

日程第 1 0	議案第 1 0 号	3 5
	・ 議案第 1 0 号 中泊町犯罪被害者等支援条例の制定について	
日程第 1 1	議案第 1 1 号	3 6
	・ 議案第 1 1 号 中泊町学校施設整備基金条例の制定について	
日程第 1 2	議案第 1 2 号	3 9
	・ 議案第 1 2 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に關する条例の制定について	
日程第 1 3	議案第 1 3 号	4 0
	・ 議案第 1 3 号 中泊町職員の給与に関する条例の一部改正について	
日程第 1 4	議案第 1 4 号	4 1
	・ 議案第 1 4 号 中泊町職員等の旅費及び費用弁償に関する条例等の一部改正について	
日程第 1 5	議案第 1 5 号	4 2
	・ 議案第 1 5 号 中泊町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	
日程第 1 6	議案第 1 6 号	4 4
	・ 議案第 1 6 号 中泊町青少年問題協議会条例等の一部改正について	
日程第 1 7	議案第 1 7 号	4 6
	・ 議案第 1 7 号 中泊町総合文化センター条例の一部改正について	
日程第 1 8	議案第 1 8 号	4 7
	・ 議案第 1 8 号 中泊町運動公園条例の一部改正について	
日程第 1 9	議案第 1 9 号	4 8
	・ 議案第 1 9 号 令和 6 年度中泊町一般会計補正予算第 1 2 号について	
日程第 2 0	議案第 2 0 号	5 9
	・ 議案第 2 0 号 令和 6 年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第 4 号について	
日程第 2 1	議案第 2 1 号	6 0
	・ 議案第 2 1 号 令和 6 年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第 4 号について	
日程第 2 2	議案第 2 2 号	6 2
	・ 議案第 2 2 号 令和 6 年度中泊町後期高齢者医療特別会計補正予算第 2 号につ	

いて

日程第 2 3 議案第 2 3 号	6 4
・議案第 2 3 号 中泊町教育委員会委員の任命について	
日程第 2 4 議案第 2 4 号	6 5
・議案第 2 4 号 中泊町監査委員の選任について	
日程第 2 5 議案第 2 5 号	6 5
・議案第 2 5 号 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めるの件	
日程第 2 6 議案第 2 6 号から日程第 2 9 議案第 2 9 号まで	6 6
・議案第 2 6 号 中泊町認知症高齢者グループホームしおさいに係る指定管理者 の指定について	
・議案第 2 7 号 中泊町すくすくしたまえ館に係る指定管理者の指定について	
・議案第 2 8 号 中泊町一般廃棄物最終処分場に係る指定管理者の指定について	
・議案第 2 9 号 中泊町総合文化センター文化ホールに係る指定管理者の指定に ついて	
日程第 3 0 議案第 3 0 号	6 9
・議案第 3 0 号 中泊町総合福祉健康センターに係る指定管理者の指定について	
日程第 3 1 議案第 3 1 号	7 0
・議案第 3 1 号 町有財産の無償貸付について	
日程の追加	7 1
町長追加提案理由の説明	7 2
追加日程第 1 議案第 3 2 号	7 2
・議案第 3 2 号 令和 6 年度中泊町一般会計補正予算第 1 3 号について	
日程第 3 2 発議第 1 号	7 3
・発議第 1 号 議員派遣について	
日程第 3 3 及び日程第 3 4	7 4
・日程第 3 3 中泊町選挙管理委員会委員の選挙について	
・日程第 3 4 中泊町選挙管理委員会委員補充員の選挙について	
日程第 3 5 委員会付託	7 5
閉会の宣告	7 6
署 名	7 7

第 1 回中泊町議会定例会

令和 7 年 2 月 2 7 日（木曜日）

○議事日程 第 1 号

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 町長提案理由の説明
- 4 報告第 2 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件
(令和 6 年度中泊町一般会計補正予算第 1 0 号について)
- 5 報告第 3 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件
(令和 6 年度中泊町一般会計補正予算第 1 1 号について)
- 6 議案第 3 号 令和 7 年度中泊町一般会計予算について
- 7 議案第 4 号 令和 7 年度中泊町国民健康保険特別会計予算について
- 8 議案第 5 号 令和 7 年度中泊町介護保険事業特別会計予算について
- 9 議案第 6 号 令和 7 年度中泊町後期高齢者医療特別会計予算について
- 1 0 議案第 7 号 令和 7 年度中泊町水道事業特別会計予算について
- 1 1 議案第 8 号 令和 7 年度中泊町農業集落排水事業特別会計予算について
- 1 2 議案第 9 号 令和 7 年度中泊町漁業集落排水事業特別会計予算について
- 1 3 議案第 1 0 号 中泊町犯罪被害者等支援条例の制定について
- 1 4 議案第 1 1 号 中泊町学校施設整備基金条例の制定について
- 1 5 議案第 1 2 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 1 6 議案第 1 3 号 中泊町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 1 7 議案第 1 4 号 中泊町職員等の旅費及び費用弁償に関する条例等

の一部改正について

- 1 8 議案第 1 5 号 中泊町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 1 9 議案第 1 6 号 中泊町青少年問題協議会条例等の一部改正について
- 2 0 議案第 1 7 号 中泊町総合文化センター条例の一部改正について
- 2 1 議案第 1 8 号 中泊町運動公園条例の一部改正について
- 2 2 議案第 1 9 号 令和 6 年度中泊町一般会計補正予算第 1 2 号について
- 2 3 議案第 2 0 号 令和 6 年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第 4 号について
- 2 4 議案第 2 1 号 令和 6 年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第 4 号について
- 2 5 議案第 2 2 号 令和 6 年度中泊町後期高齢者医療特別会計補正予算第 2 号について
- 2 6 議案第 2 3 号 中泊町教育委員会委員の任命について
- 2 7 議案第 2 4 号 中泊町監査委員の選任について
- 2 8 議案第 2 5 号 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めるの件
- 2 9 議案第 2 6 号 中泊町認知症高齢者グループホームしおさいに係る指定管理者の指定について
- 3 0 議案第 2 7 号 中泊町すくすくしたまえ館に係る指定管理者の指定について
- 3 1 議案第 2 8 号 中泊町一般廃棄物最終処分場に係る指定管理者の指定について
- 3 2 議案第 2 9 号 中泊町総合文化センター文化ホールに係る指定管理者の指定について
- 3 3 議案第 3 0 号 中泊町総合福祉健康センターに係る指定管理者の指定について
- 3 4 議案第 3 1 号 町有財産の無償貸付について
- 3 5 予算特別委員会の設置

○出席議員（11名）

1 番 鈴 木 長一郎 君
 4 番 秋 元 隆 君
 6 番 荒 関 富 雄 君
 9 番 兵 庫 桂 蔵 君
 1 1 番 沖 崎 勲 君
 1 3 番 川 山 光 則 君

3 番 成 田 直 人 君
 5 番 塚 本 悦 子 君
 8 番 長 利 司 君
 1 0 番 青 山 雅 晴 君
 1 2 番 野 上 憲 幸 君

○欠席議員（2名）

2 番 田 中 洋 君

7 番 秋 田 博 君

○出席説明員

町 長
 副 町 長
 代表監査委員
 総 務 課 長
 財 政 課 長
 総 合 戦 略 課 長
 町 民 課 長
 福 祉 課 長
 環 境 整 備 課 長
 農 政 課 長
 水産商工観光課長
 小 泊 支 所 長
 税 務 会 計 課 長
 上 下 水 道 課 長

濱 舘 豊 光 君
 横 野 彰 吾 君
 外 崎 良 造 君
 下 山 貴 子 君
 三 上 晃 瑠 君
 越 野 進 一 君
 木 元 剛 君
 長谷川 朱 子 君
 鈴 木 輝 文 君
 古 川 幹 人 君
 山 中 哲 哉 君
 阿 部 弘 喜 君
 三 上 康 栄 君
 今 芳 文 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長
 総 務 課 行 政 係
 議 会 事 務 局

長 利 香代子 君
 白 川 隼 君
 瓜 田 雅 也 君

開会 午前 10 時 00 分

◎開会の宣告

○議長（川山光則君） ただいまの出席議員数は 11 人です。定足数に達していますので、令和 7 年第 1 回中泊町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（川山光則君） これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（川山光則君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により 1 番、鈴木長一郎議員及び 8 番、長利司議員を指名します。

◎会期の決定について

○議長（川山光則君） 日程第 2、会期の決定の件を議題にします。
お諮りします。本定例会の会期は、別紙議会運営委員長からの報告のとおり、本日から 3 月 7 日までの 9 日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。
したがって、本定例会の会期は本日から 3 月 7 日までの 9 日間に決定しました。

◎日程第 4 報告第 2 号から日程第 34 議案第 31 号
まで

○議長（川山光則君） 日程第 4、報告第 2 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件から日程第 34、議案第 31 号 町有財産の無償貸付についてまでを一括して上程します。

町長に提案理由の説明を求めます。

濱舘町長。

（町長 濱舘豊光君登壇）

○町長（濱舘豊光君） 令和 7 年第 1 回中泊町議会定例会を招集いたしました

ところ、議員の皆様方には、公私ご多用中にもかかわらず、ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本日、ここに令和7年第1回中泊町議会定例会が開催され、令和7年度当初予算をはじめ、各般にわたる議案につきましてご審議を願うにあたり、町政の運営に関する所信の一端を明らかにするとともに、提出いたしました報告2件、議案29件の概要についてご説明申し上げます、議員各位並びに町民の皆様の深いご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

令和7年度の予算編成にあたっては、今もなお続く国際的な原材料価格の上昇・円安の影響などから、日常生活に密接なエネルギー・食料品等の価格が上昇しており、日本経済を取り巻く環境は厳しい中、当町においては自主財源が少ない脆弱な財政構造であり、地方交付税の動向に左右されやすい状況となっております。

今後も全国的に進む少子高齢化、人口減少によって生じる様々な課題に真正面から向き合い、未来を担う人材育成に主眼を置きながら、引き続き豊かで住みよいサービスが提供できるよう、将来を見据えた行財政運営に努めて参ります。

中泊町が誕生してから20周年を迎える令和7年度は、地域の歴史を未来にしっかりとつなぐため、中泊町史の編さん事業に着手をいたします。

少子高齢化・人口減少が進む地域を持続していくために最も重要なことは、先人が築き上げつないできた地域の歴史を知り、理解し、未来へつなげること、未来を担う人材の育成、すなわち教育だと考えているところであります。

そのための世代を超えた交流推進・健康増進施設である総合福祉健康センター「湯らぱーく」の有効活用、そして小中学生を対象とした公設塾の開設、令和7年度から全小中学校でメタバースを活用したオンライン英語教育に取り組んで参ります。

当町の学校が2月に、文部科学省から「グローバル科」設置に係る教育課程特例校の指定を受けたことから、英語教育を充実させることが可能となったところであります。

このような取組が将来、当町で生活しながら世界規模で、世界の舞台で活躍できる人材、世界の動向を理解しながら新たな発想で当町の

第一次産業を引き立てる、新たな産業を興すことができる人材が育つことにつながり、当町のような人口減少地域が将来にわたって持続していくためには、その地域に住む人と地域が活性化する施策、教育の振興を図ることが最も重要なのだと考えているところでございます。

町の最上位計画であります第2次長期総合計画の基本理念「大地の恵と海の幸、心ひとつに希望のまち」に基づき、まちの将来像である「豊かな自然とともに創る、暮らす、未来へつなぐ自立と協働のまち中泊」の実現に向け町政を推進して参ります。

それでは、本議会に提出する案件につきましてご説明をさせていただきます。

報告第2号は、令和6年度中泊町一般会計補正予算第10号についてであります。

庁舎等整備事業等を実施するため、所要の予算補正を専決処分いたしましたので、これを報告し承認を求めるものであります。

報告第3号は、令和6年度中泊町一般会計補正予算第11号であります。

除排雪経費の不足のため、所要の予算補正を専決処分いたしましたので、これを報告し承認を求めるものであります。

議案第3号、令和7年度中泊町一般会計予算では、通常予算の考え方で編成をさせていただき、歳入歳出予算の総額は歳入歳出とも84億3,800万円となりました。

前年度当初予算に対して11億3,100万円、率にして15.5%の増となっております。

それでは、歳出事業の主なもの及び特徴的なものをご説明させていただきます。

総務費として、町への移住・定住を促進するための経費として、移住・定住促進支援補助金、空き家利活用促進事業補助金、高等学校通学サポート助成金、奨学金返還支援基金積立金、このほか、地域エネルギー会社運営事業、情報システム標準化・共通化対応事業、集落支援を目的とした兼任集落支援員設置事業も引き続き実施して参ります。

民生費として、総合福祉センター管理運営事業、手厚い支援を必要とする子供への居場所を整備するための子ども第三の居場所事業、子

育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、幼児教育の無償化を引き続き実施して参ります。

衛生費として、引き続き乳幼児から高校卒業までの医療費・予防接種費用の無料化に取り組んで参ります。

農林水産業費として、十三湖地区のほ場整備に係る県営十三湖地区経営体育成基盤整備事業のほか、宮野沢・薄市・今泉の3地区ほ場整備に係る県営農地中間管理機構関連農地整備事業、森林環境譲与税積立基金を活用した森林経営管理事業に取り組んで参ります。

商工費として、新規に起業・創業を目指す事業者へ支援するための起業・創業チャレンジ支援事業、宮越家をはじめとした町の観光資源を活用したまちづくりや魅力を掘り起こし、全国へ発信するため、町文化観光交流協会とともに取り組んで参ります。

土木費として、さわやか団地の外壁改修工事を行う公営住宅維持管理事業、災害対策として向町地区排水路整備測量設計業務、薄市地区の田の沢川測量設計業務、道路新設改良事業や橋梁の長寿命化事業などのインフラ整備も引き続き実施して参ります。

教育費として、中泊町史の編さん事業、中里地域の小中学校統合へ向けて中里中学校を改修するための中里地域小中学校統合事業、町内の小学4年生から中学3年生までの児童・生徒を対象とした公設塾運営事業、令和7年度から町内の全ての小中学校の小学3年生から中学3年生までの児童・生徒がメタバースを活用したオンライン英語教育に取り組む先進的学校教育推進事業、このほか、総合文化センター「パルナス」を災害時に備え機能強化改修工事を行う総合文化センター管理事業、企業版ふるさと納税等を活用し、国の文化財指定に向けた宮越家の保存・整備についても引き続き取り組んで参ります。

歳入につきましては、町税及び地方交付税のほか、国庫支出金、県支出金及び町債など見込み額を精査した上で計上し、財源調整のため財政調整基金繰入金などを計上いたしております。

議案第4号は、令和7年度中泊町国民健康保険特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は、事業勘定で歳入歳出とも14億3,421万8,000円、診療施設勘定で歳入歳出とも1億6,335万9,000円となっております。

患者の受診機会増を目的に、小泊診療所とへき地医療支援病院をオ

ンラインで結んで診療する設備を整備するため、遠隔診療設備整備事業費を計上いたしております。

議案第5号は、令和7年度中泊町介護保険事業特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出とも18億7,068万3,000円となっております。

議案第6号は、令和7年度中泊町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出とも3億2,170万1,000円となっております。

議案第7号は、令和7年度中泊町水道事業特別会計予算についてであります。

収益的収入及び支出予定額として、収入に3億3,111万4,000円を、支出に3億48万8,000円を計上し、純利益3,062万6,000円を見込んでおります。

また、資本的支出予定額として1億6,132万2,000円を計上いたしております。

なお、資本的支出予定額は、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものであります。

議案第8号は、令和7年度中泊町農業集落排水事業特別会計予算についてであります。

収益的収入及び支出予定額として、収入に3,785万6,000円を、支出に4,922万3,000円を計上し、収支で1,136万7,000円の不足を見込んでおります。

また、資本的収入及び支出予定額として同額の2,061万2,000円を計上いたしております。

議案第9号は、令和7年度中泊町漁業集落排水事業特別会計予算についてであります。

収益的収入及び支出予定額として、収入に2,009万2,000円を、支出に2,556万8,000円を計上し、収支で547万6,000円の不足を見込んでおります。

また、資本的収入及び支出予定額として同額の1,310万円を計上いたしております。

議案第１０号は、中泊町犯罪被害者等支援条例の制定についてであります。

犯罪被害者等の支援に関する施策を推進し、町民が安心して暮らすことのできる社会の実現に向けて条例を制定するものであります。

議案第１１号は、中泊町学校施設整備基金条例の制定についてであります。

旧今泉小学校屋内体育館の有償譲渡に伴い、国庫補助事業の財産処分に係る法令等に基づき基金を造成するものであります。

議案第１２号は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。

刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴い、関連する条例の一部を改正するものであります。

議案第１３号は、中泊町職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。

職員の扶養手当及び通勤手当の額等を改定し、定年前再任用短時間勤務職員に住居手当を支給する等のため、条例の一部を改正するものであります。

議案第１４号は、中泊町職員等の旅費及び費用弁償に関する条例等の一部改正についてであります。

国家公務員等の旅費に関する法律の改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第１５号は、中泊町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてであります。

中泊町再生可能エネルギー促進区域検討委員会ほか新たな委員会が設置されること等に伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第１６号は、中泊町青少年問題協議会条例等の一部改正についてであります。

教育委員会が所管する各種委員の見直しにより、中泊町青少年問題協議会条例等の一部を改正するものであります。

議案第１７号は、中泊町総合文化センター条例の一部改正についてであります。

中泊町博物館下前分館の廃止に伴い、条例の一部を改正するもので

あります。

議案第 18 号は、中泊町運動公園条例の一部改正についてであります。

中泊町運動公園の使用料を変更するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第 19 号は、令和 6 年度中泊町一般会計補正予算第 12 号についてであります。

補正額は、歳入歳出とも 1, 255 万 2, 000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 84 億 3, 388 万 1, 000 円とするものであります。

補正する歳出の主なものは、総務費で、総合福祉健康センター「湯らばーく」の電気料を減額し、地域生活交通再生推進事業負担金、財政調整基金費、減債基金費を計上いたしております。

民生費に、施設型給付費を計上いたしております。

衛生費では、新型コロナウイルスワクチン予防接種費、西北五環境整備事務組合費を減額いたしております。

農林水産業費に県営農地中間管理機構関連農地整備事業費、消防費にトレーラーハウス設置費を計上いたしております。

教育費では、総合文化センター「バルナス」改修工事費を減額いたしております。

また、既決予算の精査などにより、それぞれ所要額を計上いたしております。

歳入につきましては、歳出との関連において、国庫支出金、町債などについて調整のうえ計上したほか、町税など収入見込額を精査した上で計上いたしております。

繰越明許費では、町道 354 号線舗装補修工事など 3 事業を追加設定いたしております。

債務負担行為補正では、指定管理者制度による公の施設の管理運営業務のほか、令和 7 年度で予定する経費のうち、本年度において契約の締結を要するものについて追加設定し、人件費及び物価高騰に伴った限度額の変更設定をしております。

なお、地方債については、新規事業の実施に伴い、追加いたしております。

議案第 20 号は、令和 6 年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第 4 号についてであります。

事業勘定の補正額は、歳入歳出とも 1, 478 万 4, 000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 15 億 3, 419 万 6, 000 円とするものであります。

補正する歳出の主なものは、直営診療施設勘定繰出金を追加いたしております。

歳入につきましては、県支出金及び財政調整基金繰入金等を追加いたしております。

診療施設勘定の補正額は、歳入歳出とも 554 万 4, 000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 1 億 8, 232 万 3, 000 円とするものであります。

補正する歳出の主なものは、総務費及び医業費を減額いたしております。

歳入につきましては、診療収入を減額いたしております。

議案第 21 号は、令和 6 年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第 4 号についてであります。

補正額は、歳入歳出とも 843 万 1, 000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を 19 億 8, 213 万 1, 000 円とするものであります。

補正する歳出の主なものは、保険給付費の介護サービス給付費及び地域支援事業費の介護予防・生活支援サービス事業費等を追加いたしております。

歳入につきましては、歳出との関連において、支払基金交付金等を追加いたしております。

議案第 22 号は、令和 6 年度中泊町後期高齢者医療特別会計補正予算第 2 号についてであります。

補正額は、歳入歳出とも 859 万 9, 000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 3 億 2, 586 万 9, 000 円とするものであります。

補正する歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金の追加であります。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料及び一般会計繰入金を追加いたしております。

議案第 23 号は、中泊町教育委員会委員の任命についてであります。

現委員、佐井川智道氏の任期が令和7年5月17日をもって満了することに伴い、後任の委員を任命するにあたり、議会の同意を求めるものであります。

議案第24号は、中泊町監査委員の選任についてであります。

現代表監査委員、外崎良造氏の任期が令和7年5月16日で満了することに伴い、後任の委員を選任するにあたり、議会の同意を求めるものであります。

議案第25号は、人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めるの件であります。

現委員、磯野弘子氏の任期が令和7年6月30日で満了することに伴い、後任の委員を推薦するにあたり、議会の意見を求めるものであります。

議案第26号から議案第30号は、指定管理者の指定についてであります。

対象となる施設は、順に、中泊町認知症高齢者グループホームしおさい、中泊町すくすくしたまえ館、中泊町一般廃棄物最終処分場、中泊町総合文化センター文化ホール、中泊町総合福祉健康センターの5施設であります。

令和7年3月31日をもって指定期間満了となる4施設と、新たに対象となる中泊町総合福祉健康センターについて、4月1日からの指定管理者を指定するものであります。

議案第31号は、町有財産の無償貸付についてであります。

社会福祉法人みちのく会との町有財産使用貸借契約を更新するため、議会の議決を求めるものであります。

以上で、本議会定例会に提案をさせていただきました議案の説明とさせていただきますが、議事の進行に従い、ご質問に応じ詳細にご説明申し上げたいと存じます。

何卒、慎重ご審議のうえ、原案どおり御議決を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

◎日程第35 予算特別委員会の設置

○議長（川山光則君） 日程第35、予算特別委員会の設置の件を議題にしま

す。

お諮りします。議案第３号から議案第９号までの令和７年度中泊町一般会計予算及び各特別会計予算については、議員全員の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３号から議案第９号までの令和７年度中泊町一般会計予算及び各特別会計予算については、議員全員の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（川山光則君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午前１０時２５分

第1回中泊町議会定例会

令和 7 年 3 月 4 日（火曜日）

○議事日程 第2号

1 一般質問

○出席議員（13名）

1 番 鈴 木 長一郎 君	2 番 田 中 洋 君
3 番 成 田 直 人 君	4 番 秋 元 隆 君
5 番 塚 本 悦 子 君	6 番 荒 関 富 雄 君
7 番 秋 田 博 君	8 番 長 利 司 君
9 番 兵 庫 桂 蔵 君	10 番 青 山 雅 晴 君
11 番 沖 崎 勲 君	12 番 野 上 憲 幸 君
13 番 川 山 光 則 君	

○欠席議員（なし）

○出席説明員

町 長	濱 舘 豊 光 君
副 町 長	横 野 彰 吾 君
教 育 長	鈴 木 信 也 君
代表監査委員	外 崎 良 造 君
総 務 課 長	下 山 貴 子 君
財 政 課 長	三 上 晃 瑠 君
総 合 戦 略 課 長	越 野 進 一 君
町 民 課 長	木 元 剛 君
福 祉 課 長	長谷川 朱 子 君
環 境 整 備 課 長	鈴 木 輝 文 君
農 政 課 長	古 川 幹 人 君
水産商工観光課長	山 中 哲 哉 君
小 泊 支 所 長	阿 部 弘 喜 君

教 育 課 長

田 中 綾 人 君

税 務 会 計 課 長

三 上 康 栄 君

上 下 水 道 課 長

今 芳 文 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長

長 利 香代子 君

総 務 課 行 政 係

白 川 隼 君

議 会 事 務 局

瓜 田 雅 也 君

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（川山光則君） ただいまの出席議員数は 13 人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第 1 一般質問

○議長（川山光則君） 日程第 1、一般質問を行います。

5 番、塚本議員の質問を許可します。

塚本議員。

（5 番 塚本悦子君登壇）

○5 番（塚本悦子君） おはようございます。議席 5 番、塚本悦子でございます。議長の許可を得、通告に従い質問させていただきます。

町の業務委託の現状についてであります。業務委託の内容は、窓口業務や公金債権回収など種々あるかと思えます。その背景には、1 としてコスト効率化の必要性、2 として住民ニーズの多様化とそれに伴う柔軟な対応の必要性、3 として効率性の向上の必要性などが挙げられます。近年自治体職員の失念もそうであるが、委託先においてのソフト取扱いミスによる一般住民への被害が散見されています。

これらを踏まえ、我が町では現在契約を行っている各課の業務委託にはどのようなものがあり、それらの業者の選定はどのような基準で選定しているのか、今まで問題がなかったか、委託先とトラブル対処方針、チェック体制など、各課の現状と課題をお聞かせ願います。

以上でございます。

○議長（川山光則君） 塚本議員の質問に対する答弁を求めます。

下山総務課長。

（総務課長 下山貴子君登壇）

○総務課長（下山貴子君） 塚本議員のご質問についてお答えいたします。

平成 18 年度、総務省「地方財政白書」により、各地方自治体において、行政改革の推進として「民間にできることは民間に」という考えの下、民間業務委託が進められてきたところです。

このことは、専門的な知識や技術を持つ事業者に業務を任せることで、住民サービスの質の向上が図られることや、競争原理が働くこと

から無駄なコストを削減できるなど、効率的な業務運営が行われることが期待されるものです。

当町の業務委託の現状ですが、令和6年度は431の業務を委託しております。その主なものは、窓口業務や内部情報等基幹系システムの運用支援、システム保守、健診、庁舎や公の施設管理全般、ごみ収集、町道除雪など、全ての課において多岐にわたっております。

委託によって行政全体の効率化などが図られる一方、期待どおりのサービスが提供されない場合や、個人情報を取り扱う業務では、情報漏えいなど住民に被害が及ぶことも考えられます。

現状といたしましては、当町では議員がおっしゃるような情報漏えいに関しての事案は発生しておりません。

このようなトラブルが起こらないための対策の一つとして、契約の際の個人情報保護に関しましては、国の「個人情報の保護に関する法律」にのっとりた特約条項を設けることにより、個人情報保護や守秘義務などを厳守することを条件として契約締結しているところです。

仮に、トラブルが発生した際には、初動組織体制や適切な対応について策定した町の危機管理ガイドラインに基づき迅速に課題解決することとしています。

次に、課題としましては、事業者に対し、厳格な監督を行うとともに、人口減少・少子高齢化が急激に進む中、時代のニーズに合ったサービスが提供されるように、サービスの質や法令遵守、災害時対応、個人情報の取扱い、コストの妥当性について、評価・検証を実施するなど、必要に応じた改善策を講じることです。

委託する事業者の選定基準につきましては、町の「財務規則」に基づき一般入札及び随意契約により行い、入札参加者等につきましては「中泊町建設工事指名業者選定規定」にのっとり決定しているところです。

今後も町の実情に応じた適正な業務委託を積極的かつ計画的に進めてまいりたいと考えております。

○議長（川山光則君） 答弁が終わりました。再質問ありませんか。

塚本議員。

○5番（塚本悦子君） 今のところ大きなトラブルもなかったようで、何よりだと思っております。これからも、少しのことでもすぐに対処できる

ようにしていただきたいと思います。

私たちは、目先の出来事に追いかけられやすいです。時代と社会の変化を理解し、いかに自己変革を図り、自らを変え、勇気を持つことが必要と思われます。

そこで、私なりにこれまでに危機管理問題について知り得た情報を述べて、町長さんに感想を聞きたいと思います。

まず、監督者が注意すべき危機管理のポイントは、1として組織の不祥事対策は未来に備えた対策。

2、不祥事対策を新たな視点で定期的に振り返る。元病院院長の院内殺人の隠蔽事件が発覚しました。

すなわち3として、監督者は危機に直面して自分を守ってはいけない。勉強会を定期的に持つことは、組織及び町民の豊かな未来繁栄を生み出す。すなわち、両方のウェルビーイングな関係になろうかと思っています。

以上、述べましたことに関して、町長さんのご感想をお聞かせ願います。いかがでしょうか、よろしくお願いいたします。

○議長（川山光則君） 濱館町長。

○町長（濱館豊光君） 危機管理の心構えと申しますか、そのお尋ねだったと思います。私も県庁で34年間仕事をしているうちの後半のほうは、県庁でいわゆる2階と言われている官房セクションにおりまして、県庁内の様々な危機管理を担当してまいりました。

そのときの心構えといたしましては、いわゆる県庁でいくと知事、副知事に判断を仰がなければいけないような部分、報告しなければいけないような部分をいかに速くするか。そして、各組織のほうに、いかにその対応を伝達するかということが求められるのではないかなと思っております。

議員おっしゃるとおり、その際自己保身という部分に走ってはいけないということを肝に銘じながら、最終的には県民、町民、対象者である人々の幸せというか、ウェルビーイング、そのことを考えながら対応してまいったつもりでございます。

今町長職を8年続けてきている中でも常に考えておりますのは、決断をする際には町民にとって常にいい方向で、未来に向けてよい方向になるように判断基準を据えて考えていくということを心構えとして

持っているつもりでございます。

以上でございます。

○議長（川山光則君） 塚本議員、再々質問お願いします。

○5番（塚本悦子君） どうもありがとうございました。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（川山光則君） これをもちまして塚本議員の質問を終了します。

1番、鈴木議員の質問を許可します。

鈴木議員。

（1番 鈴木長一郎君登壇）

○1番（鈴木長一郎君） おはようございます。1番、鈴木です。議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づいて一般質問をさせていただきます。

質問内容、湯らば一く温泉余り湯の利活用についてでございます。昨年になりますが、東奥日報明鏡欄で「足湯をつくって交流すれば」等の中泊町の奈良氏の記事を拝見しました。現状は、余り湯を排水処理していると伺っております。

また、私は石炭、石油、天然ガスなどを利用しない環境に配慮した温泉、余り湯を熱源として利用して、冬期間のハウス農業などに活かすことができるのではないかと考えています。

このことから、先ほど申し上げた足湯なども含め、町はどのように考えているのかお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（川山光則君） 鈴木議員の質問に対する答弁を求めます。

越野総合戦略課長。

（総合戦略課長 越野進一君登壇）

○総合戦略課長（越野進一君） ただいまの鈴木議員のご質問にお答えいたします。

昨年、令和6年2月6日（風呂の日）に、待望の中泊町総合福祉健康センター「湯らば一く」がオープンいたしました。

また、地域住民の皆様をはじめ、関係各位のご支援・ご協力のおかげで、先月無事1周年を迎えることができました。

おかげさまで、当初の想定を大幅に上回る年間延べ10万人近くの方々に温泉をご利用いただき、にぎわいを見せております。

さて、鈴木議員からのご質問にあった温泉余り湯の利活用について

の回答になりますが、ご存じのとおり、使われなくなった温泉水を環境に優しく、効率的に利用する方法が幾つかあり、余った温泉水を活用することで、エネルギーや水資源の無駄を避け、地域経済にも貢献できる可能性がございます。

具体的な活用例といたしましては、農業や発電、地域暖房、温泉プールやレジャー施設、さらには温泉水を使った加工品の製造などが考えられます。温泉地では、このような活用方法が徐々に進んでおり、持続可能な開発と地域貢献を両立させる重要な取組として注目されております。

しかしながら、当町湯らば一くの源泉温度は約54度で、42度以上の高温泉には該当しますが、鈴木議員からのご質問にあった「足湯」、それから「冬場のハウス農業」としての利用には低く、十分な温度とは言えません。そのため、設置場所が湯らば一くの敷地内、またはその隣接地などの近場、こういったところであれば可能かもしれませんが、さらに湯量などの要件を満たす必要がございます。

そこで、新年度（令和7年度）において、新たな10年間の長期総合計画を策定する必要があるがございますので、温泉余り湯の利活用につきましても、遊休地や空き施設の有効活用と合わせて、この機会に検討してまいりたいと考えております。

○議長（川山光則君） 答弁が終わりました。再質問はありませんか。

鈴木議員。

○1番（鈴木長一郎君） 越野課長、答弁ありがとうございます。

利用者が思った以上に増えたということは、誠に喜ばしいことだと思います。湯らば一くの利用者が思った以上に来られるということですので、さらにお湯をなげるのではなく再利用ということで、また足湯を造っていただければ、さらにまた利用が増えるのではないかと思います。

それで、町長、どうでしょう。前向きに検討いただけるものかどうか、町長の見解をお伺いします。

○議長（川山光則君） 濱館町長。

○町長（濱館豊光君） 温泉熱の利用ということだと思いうわけではありますが、実は私県庁で再生可能エネルギーの利用促進というものを5年間マネジャーから課長までやらせていただいて、そのときの対象に温泉熱の

利用というのもあったわけであります。

温泉熱を利用する際の課題としては、いわゆる源泉の温度が高いということが条件になってくるわけでありまして、皆さんご存じの浅虫温泉の源泉につきましては、源泉温度が75度であります。75度なのですが、配湯するためには、その75度のままでは配湯できないので、沢の水と伏流水と混ぜて、60度まで落としてから各旅館、ホテルに配湯している。それでも高いので、上水を入れて入浴適温の42、3度まで下げているというのが現状で、そのためのコストがすごくかかるわけであります。そのコストを熱交換によってできないかという提案をしたのですが、なかなかコストの問題で難しいと、その設備を入れるコストがかかるので難しいということでありました。

それらの経験を基に、私ども湯らば一くの温泉熱を利用するということを考えましたときに、例えば足湯にすると冷めてしまうので加温しなければいけない。加温するには、重油をたかなければいけない。と、エネルギーがまた余計にかかるということだと思っております。

温度の低い温泉を利用するというこの場合に、沸点の低いペンタンだとかブタンとかという物質を使って、30度で沸騰させて使うということもあるわけでありますが、それでも私の経験によれば60度以上は必要だということでございますので、様々な町民の利用のことを考えたときに、足湯とかがあれば便利なのは、楽しいのは確かなのでございますが、そのために必要以上のコストがかかるということであれば、やはりコストパフォーマンス考えたときに、やるべきなのか、ここは我慢するべきなのか、考えながら進むこともまた必要ではないかなと思っております。

今、課長のほうから答弁申し上げましたとおり、低い温度でもできる農業への利用だとかといった場合に、本当に湯らば一くの周りの近いところで、その温泉熱を使っていくという可能性もないわけではないということでありますので、今後その方向性が可能なかどうか含めながら検討してまいりたいと思っております。

以上であります。

○議長（川山光則君） 再々質問はありませんか。

鈴木議員。

○1番（鈴木長一郎君） 今町長のご答弁、確かに分かりました。かなり条件

が厳しいことも分かりました。でも、何事も前向きに物を考えていかなければいけないと思いますので、ぜひとも検討していただき、できる限りやっていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（川山光則君） これをもちまして鈴木議員の質問を終了します。

◎散会の宣告

○議長（川山光則君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午前 10 時 21 分

第1回中泊町議会定例会

令和 7 年 3 月 4 日（火曜日）

○議事日程 第2号

1 一般質問

○出席議員（13名）

1 番 鈴 木 長一郎 君	2 番 田 中 洋 君
3 番 成 田 直 人 君	4 番 秋 元 隆 君
5 番 塚 本 悦 子 君	6 番 荒 関 富 雄 君
7 番 秋 田 博 君	8 番 長 利 司 君
9 番 兵 庫 桂 蔵 君	10 番 青 山 雅 晴 君
11 番 沖 崎 勲 君	12 番 野 上 憲 幸 君
13 番 川 山 光 則 君	

○欠席議員（なし）

○出席説明員

町 長	濱 舘 豊 光 君
副 町 長	横 野 彰 吾 君
教 育 長	鈴 木 信 也 君
代表監査委員	外 崎 良 造 君
総 務 課 長	下 山 貴 子 君
財 政 課 長	三 上 晃 瑠 君
総合戦略課長	越 野 進 一 君
町 民 課 長	木 元 剛 君
福 祉 課 長	長谷川 朱 子 君
環境整備課長	鈴 木 輝 文 君
農 政 課 長	古 川 幹 人 君
水産商工観光課長	山 中 哲 哉 君
小 泊 支 所 長	阿 部 弘 喜 君

教 育 課 長

田 中 綾 人 君

税 務 会 計 課 長

三 上 康 栄 君

上 下 水 道 課 長

今 芳 文 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長

長 利 香代子 君

総 務 課 行 政 係

白 川 隼 君

議 会 事 務 局

瓜 田 雅 也 君

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（川山光則君） ただいまの出席議員数は 13 人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第 1 一般質問

○議長（川山光則君） 日程第 1、一般質問を行います。

5 番、塚本議員の質問を許可します。

塚本議員。

（5 番 塚本悦子君登壇）

○5 番（塚本悦子君） おはようございます。議席 5 番、塚本悦子でございます。議長の許可を得、通告に従い質問させていただきます。

町の業務委託の現状についてであります。業務委託の内容は、窓口業務や公金債権回収など種々あるかと思います。その背景には、1 としてコスト効率化の必要性、2 として住民ニーズの多様化とそれに伴う柔軟な対応の必要性、3 として効率性の向上の必要性などが挙げられます。近年自治体職員の失念もそうであるが、委託先においてのソフト取扱いミスによる一般住民への被害が散見されています。

これらを踏まえ、我が町では現在契約を行っている各課の業務委託にはどのようなものがあり、それらの業者の選定はどのような基準で選定しているのか、今まで問題がなかったか、委託先とトラブル対処方針、チェック体制など、各課の現状と課題をお聞かせ願います。

以上でございます。

○議長（川山光則君） 塚本議員の質問に対する答弁を求めます。

下山総務課長。

（総務課長 下山貴子君登壇）

○総務課長（下山貴子君） 塚本議員のご質問についてお答えいたします。

平成 18 年度、総務省「地方財政白書」により、各地方自治体において、行政改革の推進として「民間にできることは民間に」という考えの下、民間業務委託が進められてきたところです。

このことは、専門的な知識や技術を持つ事業者に業務を任せることで、住民サービスの質の向上が図られることや、競争原理が働くこと

から無駄なコストを削減できるなど、効率的な業務運営が行われることが期待されるものです。

当町の業務委託の現状ですが、令和6年度は431の業務を委託しております。その主なものは、窓口業務や内部情報等基幹系システムの運用支援、システム保守、健診、庁舎や公の施設管理全般、ごみ収集、町道除雪など、全ての課において多岐にわたっております。

委託によって行政全体の効率化などが図られる一方、期待どおりのサービスが提供されない場合や、個人情報を取り扱う業務では、情報漏えいなど住民に被害が及ぶことも考えられます。

現状といたしましては、当町では議員がおっしゃるような情報漏えいに関しての事案は発生しておりません。

このようなトラブルが起こらないための対策の一つとして、契約の際の個人情報保護に関しましては、国の「個人情報の保護に関する法律」にのっとりた特約条項を設けることにより、個人情報保護や守秘義務などを厳守することを条件として契約締結しているところです。

仮に、トラブルが発生した際には、初動組織体制や適切な対応について策定した町の危機管理ガイドラインに基づき迅速に課題解決することとしています。

次に、課題としましては、事業者に対し、厳格な監督を行うとともに、人口減少・少子高齢化が急激に進む中、時代のニーズに合ったサービスが提供されるように、サービスの質や法令遵守、災害時対応、個人情報の取扱い、コストの妥当性について、評価・検証を実施するなど、必要に応じた改善策を講じることです。

委託する事業者の選定基準につきましては、町の「財務規則」に基づき一般入札及び随意契約により行い、入札参加者等につきましては「中泊町建設工事指名業者選定規定」にのっとり決定しているところです。

今後も町の実情に応じた適正な業務委託を積極的かつ計画的に進めてまいりたいと考えております。

○議長（川山光則君） 答弁が終わりました。再質問ありませんか。

塚本議員。

○5番（塚本悦子君） 今のところ大きなトラブルもなかったようで、何よりだと思っております。これからも、少しのことでもすぐに対処できる

ようにしていただきたいと思います。

私たちは、目先の出来事に追いかけられやすいです。時代と社会の変化を理解し、いかに自己変革を図り、自らを変え、勇気を持つことが必要と思われます。

そこで、私なりにこれまでに危機管理問題について知り得た情報を述べて、町長さんに感想を聞きたいと思います。

まず、監督者が注意すべき危機管理のポイントは、1として組織の不祥事対策は未来に備えた対策。

2、不祥事対策を新たな視点で定期的に振り返る。元病院院長の院内殺人の隠蔽事件が発覚しました。

すなわち3として、監督者は危機に直面して自分を守ってはいけません。勉強会を定期的に持つことは、組織及び町民の豊かな未来繁栄を生み出す。すなわち、両方のウェルビーイングな関係になろうかと思っています。

以上、述べましたことに関して、町長さんのご感想をお聞かせ願います。いかがでしょうか、よろしくお願いいたします。

○議長（川山光則君） 濱館町長。

○町長（濱館豊光君） 危機管理の心構えと申しますか、そのお尋ねだったと思います。私も県庁で34年間仕事をしているうちの後半のほうは、県庁でいわゆる2階と言われている官房セクションにおりまして、県庁内の様々な危機管理を担当してまいりました。

そのときの心構えといたしましては、いわゆる県庁でいくと知事、副知事に判断を仰がなければいけないような部分、報告しなければいけないような部分をいかに速くするか。そして、各組織のほうに、いかにその対応を伝達するかということが求められるのではないかなと思っています。

議員おっしゃるとおり、その際自己保身という部分に走ってはいけないということを肝に銘じながら、最終的には県民、町民、対象者である人々の幸せというか、ウェルビーイング、そのことを考えながら対応してまいったつもりでございます。

今町長職を8年続けてきている中でも常に考えておりますのは、決断をする際には町民にとって常にいい方向で、未来に向けてよい方向になるように判断基準を据えて考えていくということを心構えとして

持っているつもりでございます。

以上でございます。

○議長（川山光則君） 塚本議員、再々質問をお願いします。

○5番（塚本悦子君） どうもありがとうございました。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（川山光則君） これをもちまして塚本議員の質問を終了します。

1番、鈴木議員の質問を許可します。

鈴木議員。

（1番 鈴木長一郎君登壇）

○1番（鈴木長一郎君） おはようございます。1番、鈴木です。議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づいて一般質問をさせていただきます。

質問内容、湯らば一く温泉余り湯の利活用についてでございます。昨年になりますが、東奥日報明鏡欄で「足湯をつくって交流すれば」等の中泊町の奈良氏の記事を拝見しました。現状は、余り湯を排水処理していると伺っております。

また、私は石炭、石油、天然ガスなどを利用しない環境に配慮した温泉、余り湯を熱源として利用して、冬期間のハウス農業などに活かすことができるのではないかと考えています。

このことから、先ほど申し上げた足湯なども含め、町はどのように考えているのかお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（川山光則君） 鈴木議員の質問に対する答弁を求めます。

越野総合戦略課長。

（総合戦略課長 越野進一君登壇）

○総合戦略課長（越野進一君） ただいまの鈴木議員のご質問にお答えいたします。

昨年、令和6年2月6日（風呂の日）に、待望の中泊町総合福祉健康センター「湯らば一く」がオープンいたしました。

また、地域住民の皆様をはじめ、関係各位のご支援・ご協力のおかげで、先月無事1周年を迎えることができました。

おかげさまで、当初の想定を大幅に上回る年間延べ10万人近くの方々に温泉をご利用いただき、にぎわいを見せております。

さて、鈴木議員からのご質問にあった温泉余り湯の利活用について

の回答になりますが、ご存じのとおり、使われなくなった温泉水を環境に優しく、効率的に利用する方法が幾つかあり、余った温泉水を活用することで、エネルギーや水資源の無駄を避け、地域経済にも貢献できる可能性がございます。

具体的な活用例といたしましては、農業や発電、地域暖房、温泉プールやレジャー施設、さらには温泉水を使った加工品の製造などが考えられます。温泉地では、このような活用方法が徐々に進んでおり、持続可能な開発と地域貢献を両立させる重要な取組として注目されております。

しかしながら、当町湯らば一くの源泉温度は約54度で、42度以上の高温泉には該当しますが、鈴木議員からのご質問にあった「足湯」、それから「冬場のハウス農業」としての利用には低く、十分な温度とは言えません。そのため、設置場所が湯らば一くの敷地内、またはその隣接地などの近場、こういったところであれば可能かもしれませんが、さらに湯量などの要件を満たす必要がございます。

そこで、新年度（令和7年度）において、新たな10年間の長期総合計画を策定する必要があるがございますので、温泉余り湯の利活用につきましても、遊休地や空き施設の有効活用と合わせて、この機会に検討してまいりたいと考えております。

○議長（川山光則君） 答弁が終わりました。再質問はありませんか。

鈴木議員。

○1番（鈴木長一郎君） 越野課長、答弁ありがとうございます。

利用者が思った以上に増えたということは、誠に喜ばしいことだと思います。湯らば一くの利用者が思った以上に来られるということです。さらにお湯をなげるのではなく再利用ということで、また足湯を造っていただければ、さらにまた利用が増えるのではないかと思います。

それで、町長、どうでしょう。前向きに検討いただけるものかどうか、町長の見解をお伺いします。

○議長（川山光則君） 濱館町長。

○町長（濱館豊光君） 温泉熱の利用ということだと思いうわけではありますが、実は私県庁で再生可能エネルギーの利用促進というものを5年間マネジャーから課長までやらせていただいて、そのときの対象に温泉熱の

利用というのもあったわけであります。

温泉熱を利用する際の課題としては、いわゆる源泉の温度が高いということが条件になってくるわけでありまして、皆さんご存じの浅虫温泉の源泉につきましては、源泉温度が75度であります。75度なのですが、配湯するためには、その75度のままでは配湯できないので、沢の水と伏流水と混ぜて、60度まで落としてから各旅館、ホテルに配湯している。それでも高いので、上水を入れて入浴適温の42、3度まで下げているというのが現状で、そのためのコストがすごくかかるわけであります。そのコストを熱交換によってできないかという提案をしたのですが、なかなかコストの問題で難しいと、その設備を入れるコストがかかるので難しいということでありました。

それらの経験を基に、私ども湯らば一くの温泉熱を利用するということを考えましたときに、例えば足湯にすると冷めてしまうので加温しなければいけない。加温するには、重油をたかなければいけない。と、エネルギーがまた余計にかかるということだと思っております。

温度の低い温泉を利用するというこの場合に、沸点の低いペンタンだとかブタンとかという物質を使って、30度で沸騰させて使うということもあるわけでありますが、それでも私の経験によれば60度以上は必要だということでございますので、様々な町民の利用のことを考えたときに、足湯とかがあれば便利なのは、楽しいのは確かなのでございますが、そのために必要以上のコストがかかるということであれば、やはりコストパフォーマンス考えたときに、やるべきなのか、ここは我慢するべきなのか、考えながら進むこともまた必要ではないかなと思っております。

今、課長のほうから答弁申し上げましたとおり、低い温度でもできる農業への利用だとかといった場合に、本当に湯らば一くの周りの近いところで、その温泉熱を使っていくという可能性もないわけではないということでありますので、今後その方向性が可能なかどうか含めながら検討してまいりたいと思っております。

以上であります。

○議長（川山光則君） 再々質問はありませんか。

鈴木議員。

○1番（鈴木長一郎君） 今町長のご答弁、確かに分かりました。かなり条件

が厳しいことも分かりました。でも、何事も前向きに物を考えていかなければいけないと思いますので、ぜひとも検討していただき、できる限りやっていたきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（川山光則君） これをもちまして鈴木議員の質問を終了します。

◎散会の宣告

○議長（川山光則君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午前 1 0 時 2 1 分

第 1 回中泊町議会定例会

令和 7 年 3 月 7 日（金曜日）

○議事日程 第 3 号

- 1 報告第 2 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件
(令和 6 年度中泊町一般会計補正予算第 10 号について)
- 2 報告第 3 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件
(令和 6 年度中泊町一般会計補正予算第 11 号について)
- 3 議案第 3 号 令和 7 年度中泊町一般会計予算について
- 4 議案第 4 号 令和 7 年度中泊町国民健康保険特別会計予算について
- 5 議案第 5 号 令和 7 年度中泊町介護保険事業特別会計予算について
- 6 議案第 6 号 令和 7 年度中泊町後期高齢者医療特別会計予算について
- 7 議案第 7 号 令和 7 年度中泊町水道事業特別会計予算について
- 8 議案第 8 号 令和 7 年度中泊町農業集落排水事業特別会計予算について
- 9 議案第 9 号 令和 7 年度中泊町漁業集落排水事業特別会計予算について
- 10 議案第 10 号 中泊町犯罪被害者等支援条例の制定について
- 11 議案第 11 号 中泊町学校施設整備基金条例の制定について
- 12 議案第 12 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 13 議案第 13 号 中泊町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 14 議案第 14 号 中泊町職員等の旅費及び費用弁償に関する条例等の一部改正について
- 15 議案第 15 号 中泊町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

- 1 6 議案第 1 6 号 中泊町青少年問題協議会条例等の一部改正について
- 1 7 議案第 1 7 号 中泊町総合文化センター条例の一部改正について
- 1 8 議案第 1 8 号 中泊町運動公園条例の一部改正について
- 1 9 議案第 1 9 号 令和 6 年度中泊町一般会計補正予算第 1 2 号について
- 2 0 議案第 2 0 号 令和 6 年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第 4 号について
- 2 1 議案第 2 1 号 令和 6 年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第 4 号について
- 2 2 議案第 2 2 号 令和 6 年度中泊町後期高齢者医療特別会計補正予算第 2 号について
- 2 3 議案第 2 3 号 中泊町教育委員会委員の任命について
- 2 4 議案第 2 4 号 中泊町監査委員の選任について
- 2 5 議案第 2 5 号 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めるの件
- 2 6 議案第 2 6 号 中泊町認知症高齢者グループホームしおさいに係る指定管理者の指定について
- 2 7 議案第 2 7 号 中泊町すくすくしたまえ館に係る指定管理者の指定について
- 2 8 議案第 2 8 号 中泊町一般廃棄物最終処分場に係る指定管理者の指定について
- 2 9 議案第 2 9 号 中泊町総合文化センター文化ホールに係る指定管理者の指定について
- 3 0 議案第 3 0 号 中泊町総合福祉健康センターに係る指定管理者の指定について
- 3 1 議案第 3 1 号 町有財産の無償貸付について
- 3 2 発議第 1 号 議員派遣について
- 3 3 中泊町選挙管理委員会委員の選挙について
- 3 4 中泊町選挙管理委員会委員補充員の選挙について
- 3 5 委員会付託

○追加議事日程（第 3 号の追加）

- 1 議案第 3 2 号 令和 6 年度中泊町一般会計補正予算第 1 3 号につ

いて

○出席議員（１３名）

１番	鈴木	長一郎	君	２番	田中	洋	君
３番	成田	直人	君	４番	秋元	隆	君
５番	塚本	悦子	君	６番	荒関	富雄	君
７番	秋田	博	君	８番	長利	司	君
９番	兵庫	桂蔵	君	１０番	青山	雅晴	君
１１番	沖崎	勲	君	１２番	野上	憲幸	君
１３番	川山	光則	君				

○欠席議員（なし）

○出席説明員

町長	濱舘豊光	君
副町長	横野彰吾	君
教育長	鈴木信也	君
代表監査委員	外崎良造	君
総務課長	下山貴子	君
財政課長	三上晃瑠	君
総合戦略課長	越野進一	君
町民課長	木元剛	君
福祉課長	長谷川朱子	君
環境整備課長	鈴木輝文	君
農政課長	古川幹人	君
水産商工観光課長	山中哲哉	君
小泊支所長	阿部弘喜	君
教育課長	田中綾人	君
税務会計課長	三上康栄	君
上下水道課長	今芳文	君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長
総 務 課 行 政 係
総 務 課 庶 務 係
議 会 事 務 局

長 利 香代子 君
白 川 隼 君
大 川 朝 央 君
瓜 田 雅 也 君

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（川山光則君） ただいまの出席議員数は 13 人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

本日は議案の審議を行います。

◎日程第 1 報告第 2 号

○議長（川山光則君） 日程第 1、報告第 2 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件を議題にします。

本件について担当課長に説明を求めます。

三上財政課長。

○財政課長（三上晃瑠君） 報告第 2 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件についてご説明申し上げます。

令和 7 年 1 月 24 日付で専決処分をいたしました専決第 1 号は、令和 6 年度中泊町一般会計補正予算第 10 号であります。

庁舎等整備事業等を実施するため、所要の予算補正を要することから、専決処分をしたものであります。

2 ページを御覧願います。今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 480 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 83 億 9,643 万 3,000 円とするものであります。

歳入歳出予算補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書により、主なものについてご説明いたします。

それでは最初に、歳出についてご説明いたします。6 ページを御覧願います。3、歳出。第 2 款総務費、第 1 項総務管理費、第 1 目一般管理費、14 節工事請負費に、本庁舎高圧ケーブル交換工事 181 万 5,000 円を、第 6 款農林水産業費、第 2 項農業費、第 1 目農業総務費、14 節工事請負費に町農産物加工販売施設「ピュア」の冷凍庫冷却ユニット交換工事 99 万円を、第 13 款予備費、第 1 項予備費、第 1 目予備費に 200 万円を計上しております。

次に、歳入についてご説明いたします。5 ページにお戻り願います。

2、歳入。第 18 款繰入金、第 1 項基金繰入金、第 1 目財政調整基金

繰入金に、今回の補正財源として４８０万５，０００円を計上しております。

以上、令和６年度中泊町一般会計補正予算第１０号についてご説明申し上げます。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

成田議員。

○３番（成田直人君） ６ページの歳出の関係なのだけれども、予備費が当初５００万ということで、２００万増えたということ、わざわざ予備費が２００万増えたのについてはどういうふうな理由であるのかなと、お願いいたします。

○議長（川山光則君） 三上財政課長。

○財政課長（三上晃瑠君） ただいまの成田議員のご質問にお答えします。

予備費を追加したのは、本庁舎の本復旧に当たりまして、不足分を予備費から支出するということで、予備費の残額が残り僅かとなったことから、その２月、３月に向けて予備費を追加したということでございます。

（何事かの声あり）

○財政課長（三上晃瑠君） 申し訳ございません。高圧ケーブルの本復旧工事に当たって予備費から支出いたしましたので、残り僅かとなった予備費に２００万計上したものでございます。

○議長（川山光則君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） それでは、質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

報告第２号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第２号は承認することに決定しました。

◎日程第２ 報告第３号

○議長（川山光則君） 日程第２、報告第３号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件を議題にします。

本件について担当課長に説明を求めます。

三上財政課長。

○財政課長（三上晃瑠君） 報告第３号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件についてご説明申し上げます。

令和７年２月１４日付で専決処分をいたしました専決第２号は、令和６年度中泊町一般会計補正予算第１１号であります。

除排雪事業を実施するため、所要の予算補正を要することから、専決処分をしたものであります。

２ページを御覧願います。今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ５，０００万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ８４億４，６４３万３，０００円とするものであります。

歳入歳出予算補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書により、主なものについてご説明いたします。

それでは最初に、歳出についてご説明いたします。６ページを御覧願います。３、歳出。第８款土木費、第２項道路橋梁費、第３目防雪対策費、１２節委託料に、町道の除排雪等に要する経費として町道除雪５，０００万円を計上しております。

次に、歳入についてご説明いたします。５ページにお戻り願います。２、歳入。第１８款繰入金、第１項基金繰入金、第１目財政調整基金繰入金に、今回の補正財源として５，０００万円を計上しております。

以上、令和６年度中泊町一般会計補正予算第１１号についてご説明申し上げます。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

報告第3号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第3号は承認することに決定しました。

◎日程第3 議案第3号から日程第9 議案第9号まで

○議長（川山光則君） 日程第3、議案第3号 令和7年度中泊町一般会計予算についてから日程第9、議案第9号 令和7年度中泊町漁業集落排水事業特別会計予算についてまでを一括議題とします。

本予算については、予算特別委員会に付託して審査いたしましたので、委員長に審査結果の報告を求めます。

沖崎委員長。

（予算特別委員長 沖崎 勲君登壇）

○予算特別委員長（沖崎 勲君） おはようございます。報告をいたします。

その前に、先般行われた委員会で、私、委員長がせき込んで、大変皆さんにご迷惑かけたと思いますので、おわびを申し上げておきます。

それでは、去る2月27日の本会議において、予算特別委員会に付託されました議案第3号から議案第9号までの令和7年度中泊町一般会計歳入歳出予算及び各特別会計歳入歳出予算について、3月5日及び6日の2日間にわたり慎重に審査いたしましたところ、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしましたので、ご報告いたします。

○議長（川山光則君） 委員長報告が終わりましたので、これから令和7年度中泊町一般会計予算及び各特別会計予算についての総括質疑を行います。質疑ありませんか。

田中議員。

○2番（田中 洋君） 総括質疑ということで、議案第8号、議案第9号についてお伺いいたします。

特別会計予算が提出され、質疑に対する答弁を拝聴いたしました。集落排水事業においては、令和7年度も事業として継続していくもの

の、他会計からの負担金によって成り立っている事業である。しかし、利用する町民がいる上、代替案を提案するにしても、町単独では財政的に厳しい。よって、県に対して相談をしながら、お伺いをして、そういう現状であるということでございました。更新するにしても、廃止するにしても、様々な問題があるということは承知いたしました。今後については、どのような計画案が町、そして町民のためになるのか、しっかりと精査していただきたいと思います。

それでは、現状についてお伺いいたします。埼玉県八潮市で道路陥没事故が発生してしまいました。事故の原因として、老朽化により腐食した排水管の内部に土砂が流れ込み、路盤が空洞化したことが直接的な要因ではないかと言われております。事故現場で敷設されている下水道管の直径や深さ、使用量や有毒ガスの濃度により腐食の進行度合いは違うので、一概に比較はできませんけれども、中泊町でも一部の地下には公共インフラとして下水管が敷設されている以上、事故につながる可能性は否定できないわけであります。

予算執行する以上、町民の方に現状を知っていただきたく質問させていただきます。排水管が敷設された時期と耐用年数、現状確認やメンテナンス方法、どのような頻度で行っているのかお答えください。

○議長（川山光則君） 今上下水道課長。

○上下水道課長（今 芳文君） ただいまの田中議員のご質問についてお答えいたします。

まず、下水道管の現況でございますが、農業集落排水、漁業集落排水ともに、直径が50ミリ、5センチですね、から250ミリの口径の下水道管が埋設されております。深さであります、浅いところで1.3メートルから深いところで4メートルほどのところに埋設されております。

管の特徴といたしましては、材質は硬質塩化ビニール管、いわゆる塩ビ管が埋設されておまして、特徴といたしまして、汚水中の酸、アルカリ、硫化水素、それらによる劣化に強い特性があるというものでございます。耐用年数でございますが、標準耐用年数は管渠の場合は50年となっております。

あと、メンテの問題ですけれども、農業集落排水については中泊町農業集落排水施設適正整備構想を制定しております。また、漁業集落

排水事業については中泊町漁業集落排水施設機能保全計画をそれぞれ制定しておりまして、この計画書を基に維持管理を適正に実施しております。

それから、今後の下水道の集落排水事業の在り方についてでございますけれども、先般町長のほうからもお話ありましたけれども、現状の維持、施設をコンパクトにしたダウンサイジング、また廃止、それら3つ考えられますけれども、それぞれ財源の問題、補助金の返還など様々な問題や、今後の人口減少に伴う加入率の低下など、住民の利便性も考慮しながら、それらを整理した上で、引き続き県とも協議の上、慎重に検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（川山光則君） 田中議員。

○2番（田中 洋君） メンテナンスの頻度としては定期的にということで、具体的な答えがちょっといただけなかったのですけれども、耐用年数は50年。八潮市の場合、42年しか経過していないということで、耐用年数というのはあくまで目安でしかないわけであって、それに加えて目に見えない場所で日々変化しているので、なかなか危険を察知しにくい。

安全管理について、手間とか経費、そういったものがかかる可能性もありますけれども、いま一度、今までのままでいいのかと、そういった議論をする余地はあると思うのですけれども、それについてはどう考えていますか。

○議長（川山光則君） 今上下水道課長。

○上下水道課長（今 芳文君） 先ほど管渠の具体的な計画を説明するのが漏れまして、申し訳ございませんでした。管渠、いわゆる下水道管については、標準耐用年数50年というものが、一応更新の目安がありますので、50年が到来する農業集落排水事業では令和29年、漁業集落排水では令和33年の更新計画となる予定でございます。

今回も一斉調査、職員と私としたわけでございますけれども、マンホールの蓋、腐食、あるいはマンホールとマンホールの間の道路については異常は見当たりませんでした。それら、もし万が一異常が見つかった際は、この耐用年数にかかわらず対応していきたいというふうに考えております。

○議長（川山光則君） 田中議員。

○2番（田中 洋君） ありがとうございます。雪とか雨とか、そういう状況では、道路を皆さん運転する際、気をつけると思うのです。でも、ここにいる人、日本中の人、世界中探してもそうだと思うのですけれども、道路の陥没を考えて運転する人なんて、多分誰一人いないのです。まさかの出来事だったのです。そんなまさかが絶対これからはあってはいけないので、今後しっかりとした安全管理の徹底をよろしくお願い申し上げまして、質問を終わります。

○議長（川山光則君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） それでは、質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第3号から議案第9号までを一括して採決します。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号から議案第9号については委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第10号

○議長（川山光則君） 日程第10、議案第10号 中泊町犯罪被害者等支援条例の制定についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

下山総務課長。

○総務課長（下山貴子君） 議案第10号 中泊町犯罪被害者等支援条例の制定についてご説明申し上げます。

提出議案書つづりの3ページから7ページを御覧ください。本条例案は、犯罪被害者等の支援に関する施策を推進し、町民が安心して暮らすことのできる社会の実現を目指すため提案するものです。

犯罪被害者等の支援に関し、第1条では、基本理念を定め、第2条

では、犯罪等や犯罪被害者等の規定する語句を定め、第３条では、個人の尊重及び被害に応じた適切な対応について基本的な考え方を定め、第４条から第６条では、当事者の責務及び努力義務を定め、第７条以降では、基本理念に従って目的を達成するに当たり、基本的施策を定めるものなどとなっております。

この条例は、令和７年４月１日から施行するものです。

以上、議案第１０号 中泊町犯罪被害者等支援条例の制定についての説明といたします。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第１０号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１０号は原案のとおり可決されました。

◎日程第１１ 議案第１１号

○議長（川山光則君） 日程第１１、議案第１１号 中泊町学校施設整備基金条例の制定についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

田中教育課長。

○教育課長（田中綾人君） 議案第１１号 中泊町学校施設整備基金条例の制定についてご説明いたします。

提出議案書つづりの８ページを御覧願います。本条例の制定についてですが、旧今泉小学校の売払いに伴い、屋内体育館部分の財産処分を行うためには国庫納付額以上の基金造成が必要となることから、条例を制定するものであります。なお、校舎部分については、構造の違

いから財産処分の対象とはなりません。

具体的な条例内容をご説明しますので、9ページを御覧願います。
第1条では、本条例の設置目的になり、本基金は学校施設の整備に要する費用に充てることが明記されております。

第2条から第5条までは、基金の積立額や管理、処理運用の方法に関する規定でございます。

第6条では、基金の処分方法についての規定で、第1条にあるとおり「学校施設の整備」に要する場合のみ本基金を処分することができるものとしております。

以上、議案第11号 中泊町学校施設整備基金条例の制定についてご説明いたしました。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

秋元議員。

○4番（秋元 隆君） 財産処分をする条件として、この基金が必要ということですか。従前の例からいけば、財産処分する前に全部クリアしてから財産処分という形になると思うのですけれども、これは文科省の指導か何かでこういうふうな結果になったのですか。

それともう一つ、具体的な金額というのはどのくらいの基金の額なのか教えていただければと思います。

○議長（川山光則君） 田中教育課長。

○教育課長（田中綾人君） ただいまの質問にお答えいたします。

どちらが先かということにはなるのですけれども、この基金を造成しない場合は国庫への納付ということになりますので、この基金を積み立てることによって、国庫の納付は、補助金返還は不要だということでございます。ですので、これと財産処分がセットということになります。

それから、基金の額ですけれども、今回の補正にのっておりますが、330万2,000円ということになります。この330万2,000円は、ルールに基づいて計算したものでございます。

以上でございます。

○議長（川山光則君） 秋元議員。

○4番（秋元 隆君） たしか私の記憶で、もうこれ所有権移転とか個人に売

買ってしまった財産ではないですか。事後でいいということですか。

○議長（川山光則君） 田中教育課長。

○教育課長（田中綾人君） お答えいたします。

ご指摘のとおりでございます。個人に売買して、事後で報告するということでございます。

○議長（川山光則君） よろしいでしょうか。

ほかにありませんか。

青山議員。

○10番（青山雅晴君） 本案には何ら異議ないものですが、1つ、体育館の売買したところの境界が分からなくて、隣に屯所があるわけです。その境界をはっきり示してくださいと。私もちょっと見たけれども、分からなくて、そこ1つ確認したいと思います。よろしく。

○議長（川山光則君） 三上財政課長。

○財政課長（三上晃瑠君） ただいまの青山議員のご質問にお答えいたします。

境界につきましては、売買する際に分筆作業を行って、くい等が残っているかと記憶しておりますが、再度、雪が溶けてから確認いたしますので、併せて屯所の関係者のほうとも立会いの下、境界の確認を再度行いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（川山光則君） よろしいでしょうか。

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） それでは、質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第11号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 2 議案第 1 2 号

○議長（川山光則君） 日程第 1 2、議案第 1 2 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

下山総務課長。

○総務課長（下山貴子君） 議案第 1 2 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

提出議案書つづりの 1 1 ページから 1 2 ページを御覧ください。本条例案は、「刑法等の一部を改正する法律」及び「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」の成立に伴って、罰則の法定刑である「懲役及び禁錮」が廃止され、これらに代えて「拘禁刑」が創設されたため、中泊町個人情報保護法施行条例をはじめとする、関連 4 条例で定める「懲役及び禁錮」を「拘禁刑」に改正するものであります。

この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行するものです。

以上で、議案第 1 2 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての説明といたします。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第 1 2 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 1 2 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 3 議案第 1 3 号

○議長（川山光則君） 日程第 1 3、議案第 1 3 号 中泊町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

下山総務課長。

○総務課長（下山貴子君） 議案第 1 3 号 中泊町職員の給与に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

提出議案書つづりの 1 3 ページを御覧ください。今回の改正は、青森県人事委員会が行った「令和 6 年職員の給与等に関する報告及び勧告」に準じ、給与制度の改定を行うこととした青森県及び県内市町村の動向を鑑み、職員の扶養手当及び通勤手当の額等を改定し、定年前再任用短時間勤務職員等に住居手当、寒冷地手当を支給するなどの所要の整備を行うものであります。

条例の改正内容につきましては、「条例等新旧対照表」によりご説明いたします。

4 ページを御覧ください。扶養手当の支給について、第 8 条第 2 項で配偶者に係る手当 6, 5 0 0 円を廃止し、第 3 項で子に係る手当を 1 人 1 0, 0 0 0 円から 1 3, 0 0 0 円に増額する改正を 2 年間で段階的に実施し、第 5 項に支給手続を規則で定める規定を追加し、第 9 条で定められていた支給手続に関する条文を削るものです。

7 ページを御覧ください。通勤手当の支給について、第 1 0 条第 2 項第 1 号及び第 3 号の交通機関等の支給限度額の規定を削り、第 3 項に交通関係等を利用した支給限度額を 1 5 万円に引き上げる規定を追加するものです。第 3 項から第 5 項を繰下げするものです。

8 ページを御覧ください。第 1 9 条の 5 では、定年前再任用短時間勤務職員について住居手当及び寒冷地手当を支給するため、適用除外を定める第 9 条、第 9 条の 2、第 1 8 条を削るものです。

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行するものです。

以上、議案第 1 3 号 中泊町職員の給与に関する条例の一部改正についての説明といたします。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第 13 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 13 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 14 議案第 14 号

○議長（川山光則君） 日程第 14、議案第 14 号 中泊町職員等の旅費及び費用弁償に関する条例等の一部改正についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

下山総務課長。

○総務課長（下山貴子君） 議案第 14 号 中泊町職員等の旅費及び費用弁償に関する条例等の一部改正についてご説明申し上げます。

提出議案書つづりの 38 ページから 40 ページを御覧ください。今回の改正は、「国家公務員等の旅費に関する法律」の改正に伴い、所要の整備を行うものであります。

当町の条例で定める出張先の「甲・乙地方等の地域別の宿泊料等」の規定が準拠する「国家公務員等の旅費に関する法律」が改正されましたが、改正前の旧旅費法の宿泊料等を基準とすることとなるため、関連 5 条例で定める旅費の額の別表の備考に「改正前の旅費法」に準ずる旨の規定を改正及び追加するものです。

以上、議案第 14 号 中泊町職員等の旅費及び費用弁償に関する条例等の一部改正についての説明といたします。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第14号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第15号

○議長（川山光則君） 日程第15、議案第15号 中泊町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

下山総務課長。

○総務課長（下山貴子君） 議案第15号 中泊町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

提出議案書つづりの41ページを御覧ください。今回の改正は、再生可能エネルギー事業計画の認定に係る「中泊町再生可能エネルギー促進区域検討委員会」、町史の編さん事業に係る「中泊町史編さん委員会」及び「中泊町史編集委員会」等を新設するとともに、委員会の廃止による条例の一部を改正するものであります。

条例の改正内容につきましては、「条例等新旧対照表」によりご説明いたします。15ページを御覧ください。別表第1では、「教育支援委員会」の委員、そして「町史編さん委員会」、「町史編集委員会」、「再生可能エネルギー促進区域検討委員会」の委員長及び委員の報酬額をそれぞれ加え、「公民館運営審議会」、「静川園調査委員会」の報酬について廃止しております。

16ページから18ページを御覧ください。別表第3の費用弁償の額につきましても、別表第1の改正と同様に委員会の新設及び廃止をしております。

以上で、議案第15号 中泊町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての説明といたします。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

野上議員。

○ 1 2 番（野上憲幸君） 私前にも、いわゆる学校の検討委員会のときにお伺いしたのですけれども、あのときは日当が 2, 0 0 0 円という具合で、その根拠もただしたわけですが、これについても、各種委員会の中身は、そういう類いのものはやっぱり 2, 0 0 0 円のままだのですか、あれは。検討委員会の委員とかの報酬です。

それと、そういう簡単な、今の委員会、委員の中身でもそうですけれども、そういう人たちにはやっぱり旅費とかの、いわゆる実費弁償でもいいのですけれども、そういう中身のものはつける中身がないのですか。こういう正式な項目で委員会を立ち上げてあるものに対しては、小泊地区、中里地区での差はつけていますけれども、ほかのついていないものもあるのではないですか。とすれば、別にこれと同じにしろとは言いませんけれども、本当の実費弁償的なものを全部の各項目のものにつけるべきではないのですか。どういうものでしょうか。

○議長（川山光則君） 下山総務課長。

○総務課長（下山貴子君） ただいまの野上議員のご質問にお答えしたいと思います。

報酬及び費用弁償の中身につきましては、今後特別職の報酬審議会を今年度から来年度に向けて計画しておりますが、そちらを検討しながら、併せてこの報酬及び費用弁償等につきましても、もう一度検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（川山光則君） 野上議員。

○ 1 2 番（野上憲幸君） ぜひそういう中身にして、確かにそれ報酬審議会の中身に確実にかかるものは、それはそれとしていいですけれども、ほかの各機関の委員または委員会の出席者についても、結局参考人についてもそういうことになるわけでしょう。そういう中身についても、費用弁償的な中身はしっかりつけるべきだと思う。実費弁償でいいのです。そういうことを考えたほうがいいです。

○議長（川山光則君） 答弁誰に求めますか。

（「いいそうです」の声あり）

○議長（川山光則君） 答弁要らない。

沖崎議員。

○11番（沖崎 勲君） 今のに関連するわけですが、具体的にいきますと、今の宮越家が大分人気あるわけですが、案内する人、これまるっとボランティアですか。昔の言葉でいけば手弁当だと。まるっとボランティアと考えていいですか。担当課。

○議長（川山光則君） 山中水産商工観光課長。

○水産商工観光課長（山中哲哉君） 沖崎議員の質問にお答えします。

令和6年度までは、旅費とか、そういうのも支払いしていない状態でした。来年度からは、1日8便、8公開、8回まず公開するのですが、けれども、それに応じてある程度の報酬並びに費用弁償のほう、支払いをしていきたいと思っております。

以上であります。

○議長（川山光則君） 沖崎議員。

○11番（沖崎 勲君） 今年からということでいいな。

○議長（川山光則君） 山中水産商工観光課長。

○水産商工観光課長（山中哲哉君） 7年度からです。

○議長（川山光則君） よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第15号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第16号

○議長（川山光則君） 日程第16、議案第16号 中泊町青少年問題協議会条例等の一部改正についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

田中教育課長。

○教育課長（田中綾人君） 議案第16号 中泊町青少年問題協議会条例等の一部改正についてご説明いたします。

本改正につきましては、人口減少が進む町の現状や今後の予測を踏まえ、教育委員会が所管する行政委員や各種委員の状況を改めて見直し、時代に合わせた組織の統合や定数の見直しを図るため、関係する条例の所要部分を改正するものであります。

具体的には、新旧対照表でご説明いたしますので、19ページを御覧願います。第1条関係は、「中泊町青少年問題協議会条例」の改正になります。その第3条では、現行25人以内としている委員の人数を、若干人と改正いたします。なお、現在は15名の委員で構成されている本協議会ですが、見直し後は11名で構成することを想定しております。また、第5条では、会長を町長としている規定を委員の中から互選することとし、第6条では会議の招集者などの改正、第8条には委員の機密保持条項を追加しております。

20ページを御覧願います。第2条関係は、「中泊町社会教育委員設置条例」の改正になります。その第2条では、現行委員の定数を10人としている部分を8名以内と改めます。

次の第3条関係は、「中泊町公民館条例」の改正になります。本改正では、公民館運営審議会の役割を社会教育委員会に統合することに伴い、当該審議会が規定されている第4条及び第5条を削っており、併せて後続の条項を2条ずつ繰り上げるものです。

以上、議案第16号 中泊町青少年問題協議会条例等の一部改正についてご説明いたしました。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第16号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

んか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第17号

○議長(川山光則君) 日程第17、議案第17号 中泊町総合文化センター条例の一部改正についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

田中教育課長。

○教育課長(田中綾人君) 議案第17号 中泊町総合文化センター条例の一部改正についてご説明いたします。

新旧対照表でご説明いたしますので、21ページを御覧願います。旧下前小学校の校舎部分は、平成21年の閉校後、博物館の分館として活用してまいりましたが、竣工から39年を経過し、老朽化により建物の雨漏りが激しい状態でございます。修繕には大規模な改修工事が必要と思われ、多額の費用を要することから、当該分館を廃止するために条例の一部を改正するものであります。

条例第21条第2項に「博物館下前分館」を規定しておりますが、こちらを削る改正になります。

以上、議案第17号 中泊町総合文化センター条例の一部改正についてご説明いたしました。

○議長(川山光則君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第17号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１７号は原案のとおり可決されました。

◎日程第１８ 議案第１８号

○議長（川山光則君） 日程第１８、議案第１８号 中泊町運動公園条例の一部改正についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

田中教育課長。

○教育課長（田中綾人君） 議案第１８号 中泊町運動公園条例の一部改正についてご説明いたします。

新旧対照表でご説明いたしますので、２１ページを御覧願います。
本改正は、同公園の使用料を改正するためのものです。近隣の同種施設と料金を比較した結果、当町の施設は他に比して低い料金であり、また昨今の資材や人件費等の高騰により維持管理費が高くなってきている現状を踏まえ、陸上競技場、野球場、テニスコート等の使用料を改正案のとおりとするものです。料金の設定に当たっては、同種施設の平均値を参考に設定させていただきました。

なお、条例第１１条第１項ただし書の規定により、町内の団体、個人が利用する場合は、管理センターの使用を除き、引き続き無料となるため、今回の改正の影響は受けないことを申し添えます。

以上、議案第１８号 中泊町運動公園条例の一部改正についてご説明いたしました。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第１８号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１８号は原案のとおり可決されました。

◎日程第１９ 議案第１９号

○議長（川山光則君） 日程第１９、議案第１９号 令和６年度中泊町一般会計補正予算第１２号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

三上財政課長。

○財政課長（三上晃瑠君） 議案第１９号 令和６年度中泊町一般会計補正予算第１２号についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１，２５５万２，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ８４億３，３８８万１，０００円とするものであります。

歳入歳出予算補正の主なものについて、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。

最初に、歳出についてご説明いたします。１７ページを御覧願います。３、歳出。第２款総務費、第１項総務管理費、第６目企画費、１０節需用費で、町総合福祉健康センター「湯らぱーく」の維持管理費の精査により、燃料費７５３万３，０００円を、電気料１，２３７万３，０００円を減額しております。

１２節委託料で、１８ページを御覧願います。兼任集落支援員と連携し、地域コミュニティ支援の業務を行うことを目的に募集した２名の地域おこし協力隊員が任用に至らなかったこと等により、地域おこし協力隊設置業務４５５万５，０００円を減額しております。

第１４目財政調整基金費、２４節積立金に１億５，８１１万７，０００円を、第１５目減債基金費、２４節積立金に２，４４９万９，０００円を計上しております。

第２項徴税費、第３目緊急対策費、１８節負担金、補助及び交付金では、定額減税に関する事業の精査に伴い、１，６１９万８，０００円を減額しております。

１９ページを御覧願います。第３款民生費、第１項社会福祉費、２０ページを御覧願います。第６目障害者福祉費、１９節扶助費で、自立支援（更生）医療から療養介護医療まで事業の精査により、合計で

626万1,000円を減額しております。

第8目緊急対策費、18節負担金、補助及び交付金では、価格高騰重点支援給付金（非課税）から（こども加算）まで事業の精査により、合計で5,555万円を減額しております。

第2項児童福祉費、第3目子ども・子育て支援事業費、19節扶助費に、公定価格の改定等により施設型給付費（町内）に1,303万5,000円を計上しております。

21ページを御覧願います。第4款衛生費、第1項保健衛生費、第1目保健衛生総務費、27節繰出金で、国民健康保険特別会計（事業勘定）から（診療施設勘定）まで額の確定により、合計で306万4,000円を減額しております。

第2目予防費、12節委託料で、事業の精査により新型コロナウイルスワクチン予防接種2,264万1,000円を減額しております。

22ページを御覧願います。第2項清掃費、第1目清掃総務費、18節負担金、補助及び交付金では、西北五環境整備事務組合が3月末で解散となり、4月1日からつがる西北五広域連合で事務を取り扱うことになっています。令和7年5月末に出納閉鎖するまでの間に必要となる予算は、つがる西北五広域連合の令和7年度予算に計上したこと等により、西北五環境整備事務組合負担金2,578万5,000円を減額しております。

23ページを御覧願います。第6款農林水産業費、第4項農地費、第2目土地改良費、18節負担金、補助及び交付金で、国の補正予算措置に伴い、県営十三湖地区経営体育成基盤整備事業負担金3,496万7,000円を、24ページを御覧願います。宮野沢地区・薄市地区・今泉地区の圃場整備事業に係る県営農地中間管理機構関連農地整備事業負担金8,880万円を計上しております。

第6項水産業費、第2目水産業振興費、12節委託料で、町の地域資源を活用した商品開発及び商品の売り込みなどの業務を行うことを目的に募集した1名の地域おこし協力隊員が任用に至らなかったことから、地域おこし協力隊設置業務590万円を減額しております。

第7款商工費、第1項商工費、第1目商工費、18節負担金、補助及び交付金では、起業・創業チャレンジ600万円を補助金から交付金に組み替えております。

25 ページを御覧願います。第2目観光費、12節委託料で、観光資源の発掘、観光客の受入れ環境の整備等の業務を行うことを目的に募集した1名の地域おこし協力隊員が任用に至らなかったことから、地域おこし協力隊設置業務446万8,000円を減額しております。

26 ページを御覧願います。第9款消防費、第1項消防費、第1目常備消防費、18節負担金、補助及び交付金で、額の確定により五所川原地区消防事務組合負担金1,137万円を減額しております。

第5目災害対策費、12節委託料に、災害時に仮設避難所として活用する3台のトレーラーハウス設置費6,006万円を計上しております。

第10款教育費、第1項教育総務費、第1目教育委員会費、24節積立金に、旧今泉小学校屋内体育館の有償譲渡に伴い、処分制限期間内における公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分手続において、国庫納付金相当額以上の基金積立てが必要なことから、学校施設整備基金330万2,000円を計上しております。

28 ページを御覧願います。第5項社会教育費、第9目総合文化センター費、12節委託料では、令和6年度事業進捗分の精査により、施設改修等設計委託904万円を、施設改修工事監理委託481万8,000円を減額しております。

14節工事請負費では、令和6年度事業進捗分の精査により1億5,452万2,000円を減額しております。このほか、既決予算額の精査や事業額の確定などにより、所要の補正を行っております。

次に、歳入について、主なものについてご説明申し上げます。12ページにお戻り願います。2、歳入。第1款町税、第1項町民税、第1目個人町民税で、706万9,000円を計上し、第2目法人町民税で、673万2,000円を減額しております。

第2項固定資産税では、2,007万1,000円を計上しております。

第10款地方交付税、第1項地方交付税、第1目地方交付税で、経済対策に係る交付税の増額により、9,927万2,000円を計上しております。

13 ページを御覧願います。第14款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費負担金、2節児童福祉費負担金で、こども園の公定

価格の改定等により、子どものための教育・保育給付交付金 1, 190 万 5, 000 円を計上しております。

第 2 項国庫補助金、第 1 目総務費補助金で、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（国予備費分）において、住民税非課税世帯及び均等割世帯に 1 世帯当たり 10 万円給付、こども加算 1 人当たり 5 万円を給付する価格高騰重点支援給付金で扶養世帯対象外等の事業費の精査及び定額減税に係る調整給付事業費の精査により、7, 222 万 2, 000 円を減額しております。

第 6 目消防費補助金で、トレーラーハウス設置に係る補助金、新しい地方経済・生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）3, 003 万円を計上しております。

14 ページを御覧願います。第 15 款県支出金、第 1 項県負担金、第 2 目衛生費負担金、1 節保健衛生費負担金では、事業費の確定により、合計額 3, 931 万円を減額しております。

15 ページをお願い申し上げます。第 18 款繰入金、第 1 項基金繰入金、第 5 目振興基金繰入金に、長期総合計画策定支援委託費に係る財源として合併振興基金繰入金 189 万 9, 000 円を計上しております。

16 ページを御覧願います。第 20 款諸収入、第 5 項雑入、第 1 目雑入、4 節衛生費雑入では、事業費の精査により新型コロナウイルスワクチン予防接種費助成金 1, 190 万 2, 000 円を減額しております。

第 21 款町債、第 1 項町債、第 3 目農林水産業債から第 6 目消防債まで、合計で 2, 900 万円を減額しております。

次に、繰越明許費、債務負担行為補正、地方債補正についてご説明いたします。6 ページを御覧願います。第 2 表繰越明許費、1、追加、第 8 款土木費、第 2 項道路橋梁費、町道 354 号線舗装補修工事から、第 3 項河川費、苗代沢川護岸補修工事の 3 事業において、年度内にその支出が終わらないことから、翌年度に繰り越して使用するため設定するものであります。

7 ページを御覧願います。第 3 表債務負担行為補正では、指定管理者制度による公の施設の管理運営業務及び令和 7 年度で予定する事業において、本年度で契約の締結を要するものについて追加設定し、8

ページを御覧願います。２、変更では、既に契約済みの指定管理者制度による公の施設の管理運営業務について、人件費及び物価の高騰等に伴い、限度額を変更しております。

９ページを御覧願います。第４表地方債補正、１、追加では、トレーラーハウス設置事業の実施に伴い限度額を追加しております。

以上、議案第１９号 令和６年度中泊町一般会計補正予算第１２号についての説明といたします。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

荒関議員。

○６番（荒関富雄君） 歳出の２５ページ、地域おこし協力隊についてお伺いするのですが、減額補正ということは採用にならなかったと。どういう、応募者がなくて採用にならなかったのか、ちょっと体験してみて駄目になったのか、そこいら辺の経緯の説明お願いいたします。

○議長（川山光則君） 山中水産商工観光課長。

○水産商工観光課長（山中哲哉君） 今の荒関議員のご質問にお答えします。

インターネット、あと東京のほうでの催事とかいろいろで、チラシとか、そういうので公募いたしました。それとあと、昨年９月から地域おこしのお試し、これもやって、１２名の方が今までいらっしゃっております。１人の方が応募いただいております。ただ、それも採用にならなかったという具合になっております。

以上であります。

○議長（川山光則君） 荒関議員。

○６番（荒関富雄君） １名の方が応募あって、採用にならなかったというのは、いろんな条件が折り合わなくてということだと思っておりますけれども。今後もまたこの事業は計画されているわけなのではございますけれども、魅力ないから人気ないのか、応募してきた方と町のほうの条件が折り合わなくて採用にならなかったのか、いろいろな点はあると思うのですが、これ地域おこし協力隊、事業に魅力ないから応募されていないのか、うちのほうでまだコマーシャルが足りないという考え方で令和７年度の予算見ると進んでいるようではございますけれども、どこまでこの事業をずっと継続していくおつもりなのか、お伺いいたします。

○議長（川山光則君） 越野総合戦略課長。

○総合戦略課長（越野進一君）　ただいまのご質問に私のほうからお答えさせていただきます。

現在水産商工観光課、また私どもの担当の地域エネルギー会社、それから津軽海峡遠泳サポート、こちらのほうにも地域おこし協力隊を設置してございます。こちらにつきましては、あおもり創生パートナーズさん、青森みちのく銀行グループです、こちらの支援を受けながら、スカウト業務、それからサイトへの、インターネットへの掲載業務、募集業務、こちらをお願いいたしまして、様々マッチング作業をしていただいております。私どもの例えば商品開発部門、それから観光振興部門、それから今言った遠泳サポート、それからエネルギー、こういったところで、こういった内容で、まず業務をやっていただきたいということでのマッチングをやっているのですけれども、なかなか、さっき議員がおっしゃったとおり、金銭的な面とか、そういった待遇も含めて、至らなかったというところでございます。

それで、新年度におきましても5名、現在4名中、観光につきましては2名いるのですけれども、1人が任期満了を迎えることになっております。それで、来年度スタートでは3名、それから新たに募集は5名を予定しております。最大で8名分、新年度予算には計上しておりますので、最大で8名で、またこういった地域の課題を解決していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（川山光則君）　よろしいでしょうか。

ほかにありませんか。

秋元議員。

○4番（秋元　隆君）　同じく商工費の24ページです。起業・創業チャレンジ600万を補助金から交付金に組み替えた、これはどういう経緯でこうなったのかお知らせください。

○議長（川山光則君）　山中水産商工観光課長。

○水産商工観光課長（山中哲哉君）　これにつきましては、今回の組替えにつきましては、当初より交付金の予定でございました。計上誤りの部分でございます。補助金ですと、ビジネスコンテスト、これ終了、10月5日に開催されているのですけれども、それから伴走支援とか行いまして、1月には伴走支援を終えまして、それからのこの300万の申請ということになるのですけれども、非常にタイトで、年度内の実

績というのは非常に無理な状態でございます。交付金ですと、例えばそれから申請してお金をいただいて、令和８年度で実績をいただくような形になりますので、そういう面で、当初より交付金でございましたが、補助金に計上されていまして、今回組替えをさせていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長（川山光則君） 秋元議員。

○４番（秋元 隆君） 最初からそう分かっているのであれば、もう少し早く組替えして、事業を実施していただければと思います。

以上です。

○議長（川山光則君） ほかにありませんか。

成田議員。

○３番（成田直人君） １７ページです。湯らば一くの関係の需用費、いわゆる燃料費と光熱、電気料ですね。これ当初見積りがかなり高額であるというようなことを感じるわけなのですけれども、これについての大幅な差違が生じたのはどういうふうな原因であったのでしょうか。

○議長（川山光則君） 越野総合戦略課長。

○総合戦略課長（越野進一君） ただいまの成田議員のご質問にお答えいたします。

こちらにつきましては、やはり過大な計上であったと。まだ実績も始まったばかりで、雲をつかむような、どのぐらいかかるのかというところで積算した結果、当初燃料費であれば倍の１，４００万ほど、それから電気料であれば４，４００万ほど計上しておりました。新年度、昨日も川山議員のご質問にお答えしたとおり、現状ではこの燃料費につきましては４６０万ほど、それから電気料につきましては２，４００万を切るぐらいの見込みになっておりましたので、こういった形で、それを想定して減額と、過大見積りであったということでございます。

○議長（川山光則君） ほかにありませんか。

荒関議員。

○６番（荒関富雄君） １３ページの使用料、土木使用料の公営住宅の使用料は現年度分２９７万２，０００円減額になっているのですけれども、そのほかに改良住宅使用料１１９万７，０００円、この減額のまず理由。

○議長（川山光則君） 鈴木環境整備課長。

○環境整備課長（鈴木輝文君） 荒関議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、大前提といたしまして、公営住宅法に基づきまして、一定収入基準以下の方が入居できるということがございます。今回の減額につきましては、その方たちの入退去に関わる部分で、最も大きな部分はその一定基準を超えた方、いわゆる収入超過者の方の退去に基づく、公営住宅法では収入超過者の方は退去に努めなければならないということになっておりますので、その退去に伴いまして大きな減額が出たということになります。

以上です。

○議長（川山光則君） 荒関議員。

○6番（荒関富雄君） 今物価上昇の中で、ある程度給料もらわなければ暮らしていけない。その給料が上がったがために規定から外れて、住宅から出なければならないというのがこれですね。これは、当然国のほうの法の下に行われているのでしょうけれども、そこいら辺がどうも現状に合っていないようになってきているのではないかと。確かに公営住宅は低所得者のための住宅だというのは分かりますけれども、どこまでが低所得者で、どこから高所得者になるのか。今まで入っていた人が退去しなければならないような状況になったとき、非常にその方々は困っていると思います。

これは、法に基づいて行われているので、そこいら辺の法の改正等も、どこへお願いすればいいのか分かりませんが、もうちょっと基準を緩くすると言えばなんですかけれども、あれは住宅決まりがいろいろややこしくて、私には全て理解することが、私の頭では不可能ですが、そこいら辺、どうか上の団体にもうちょっと掛け合うとかということとはできないもののでしょうか。現状のままではしょうがないのでしょうけれども、今後をずっと見据えていったときに。当然若い人たちだって、ある程度の給料もらわなければこの地に住めないわけですので、それがいろんな関係で手当が増えたとか何とかで給料が上がったら、今まで住んでいたところから退去しなければならないというのは、非常にかわいそうな面もあると思いますので、そこいら辺何とかならないものかというのを誰か答弁できないか。

○議長（川山光則君） 鈴木環境整備課長。

○環境整備課長（鈴木輝文君） ただいまの件ですけれども、公営住宅法の中では通常、所得基準で１５万８，０００円以下、裁量区分と申しまして、裁量階層ですね、障害者の方であるとか、就学前の子供がいらっしゃる方、こちらは２１万４，０００円以下という、現状はそういう基準になっております。

今後物価高騰も踏まえまして、県のほうでやっている住宅協議会、その中でそういうような話題も当然出てくると思いますので、そちらのほうを注視してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（川山光則君） 濱館町長。

○町長（濱館豊光君） 公営住宅法の関係については、今、課長のほうからお話ししたとおりなのですが、我々公務という形で地域を預かっている立場からすると、地域で暮らす人の住宅の確保というのは、低所得者については公営住宅で何とかなるのでしょうかですけれども、そこから外れた部分、例えば今同時に問題になっているのが空き家なわけでありまして、空き家を公営住宅という形で活用できないかという議論も議員も多分耳にしているのではないかなと思います。そういうことも今後考えながら、公営住宅というもの、公共が地域住民に提供する住宅というのを、低所得者、そうでない人たちと段階に分けて、住宅を確保できるような仕組みをつくっていくこともまた必要なのではないかなと。特にうちの町のように、民営の住宅が、要するにアパートとかが少ないところは、そういう方法で住宅を確保していくということも一つの考え方なのかなと思っております。お答えになりましたかどうか。今のところ、私が考えている考え方でございます。

以上でございます。

○議長（川山光則君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

沖崎議員。

○１１番（沖崎 勲君） 外国人は、何人ぐらい来ているものかなと。結構来ているし、今、担当課はどこなのだっけ、これは。担当は誰。町民課ですか。何人ぐらい来ているか、国別、男女別。これ事業所は教えることはできないでしょうか。

○議長（川山光則君） 木元町民課長。

○町民課長（木元 剛君） 今の沖崎議員のご質問にお答えします。

外国人の数ということなのですけれども、資料を準備して後ほどお答えしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（川山光則君） では、後で資料を準備するということで、よろしいですか。

○11番（沖崎 勲君） はい。

○議長（川山光則君） 濱館町長。

○町長（濱館豊光君） 今海外からの実習生のお話が出ましたので、私が今把握しているのでは100名は超えていると。ただ、国別はどうなっているのか、詳細はまだあれですけれども。

町として対応しなければいけないのは、海外から来た実習生の方々が地域の文化なりにしっかりと触れながら、言葉での問題も解決しながら受入れ態勢をしっかりとしていかなければいけないというのが地域の課題だというふうに認識しております。我が町では、海外から来ている実習生の皆さんに日本語教室をやったり、地域の文化を学ぶための会ということで勉強会を開いたりして、県内でもかなり活発に活動しているほうではないかなと思っておりますが、議員お尋ねの詳細の数については、後ほど町民課のほうから、住民登録上の数字を基にご報告をさせていただきたいと思っております。

以上であります。

○議長（川山光則君） ほかにありませんか。

鈴木議員。

○1番（鈴木長一郎君） 先ほどの空き家対策の話なのですけれども、今古い住宅、そしてまた危険を伴う空き家なのですけれども、これから町で解体予定とかはあるでしょうか。

○議長（川山光則君） 越野総合戦略課長。

○総合戦略課長（越野進一君） 私ども空き家の利活用の担当課としましては、どちらかというと程度のよいものをやっぱりリフォーム、それからまた老朽化しないように、なるべく早めにそれを空き家バンクに登録していただいて、次の方を見つけると、そういうことを今現在やっております。新年度、空き家を壊すという事業は、予定はないという状況でございます。

○議長（川山光則君） 鈴木議員、よろしいですか。

それでは、木元課長、何か報告あるようですので。

木元町民課長。

○町民課長（木元 剛君） 先ほどの沖崎議員のご質問にお答えいたします。

町長申し上げたとおり、約１００名ということなのですが、
９７名の方が今町内に来ております。国の数は１０か国です。事業所
のほうについては、こちらのほうで把握しておりませんでしたので。

以上でございます。

○議長（川山光則君） 沖崎議員。

○１１番（沖崎 勲君） あと、病気とかけが、あると思いますので、丁重に
扱うようにお願いしておきます。これ保険はどうなのだっけ。社会保
険とか、国保は入ってないし。

（「社会保険じゃないのか」という者あり）

○１１番（沖崎 勲君） 社会保険に入るとのことだよな。入っていますよ
ね。

○議長（川山光則君） 木元町民課長。

○町民課長（木元 剛君） こちらの方は、事業所の保険に入るとことで
承知しております。

○議長（川山光則君） 沖崎議員。

○１１番（沖崎 勲君） そこを何とか丁寧に取り扱っていただきたいし、私
も２日海外で入院したことがありまして、２日で２６万円という大変
怖い目に遭いましたので、ひとつ海外から来た働く人にも丁重に対応
するようにお願いして終わります。

○議長（川山光則君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第１９号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませ
んか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 19 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 20 議案第 20 号

○議長（川山光則君） 日程第 20、議案第 20 号 令和 6 年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第 4 号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

木元町民課長。

○町民課長（木元 剛君） 議案第 20 号 令和 6 年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第 4 号についてご説明申し上げます。

事業勘定の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,478 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 15 億 3,419 万 6,000 円とし、診療施設勘定の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 554 万 4,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 8,232 万 3,000 円とするものであります。

補正する歳入歳出予算の主なものについて、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

事業勘定の歳出からご説明申し上げます。6 ページを御覧願います。3、歳出。第 9 款諸支出金、第 2 項繰出金に、直営診療施設勘定繰出金 1,474 万円を計上しております。へき地診療所に係る特別調整交付金で算定された額を、診療施設勘定に繰り出しするものであります。

次に、歳入であります。5 ページを御覧ください。第 4 款県支出金、第 1 項県補助金、第 1 目保険給付費等交付金に 2,199 万 7,000 円を計上しております。

第 6 款繰入金、第 1 項一般会計繰入金、第 1 目一般会計繰入金において、事業費の確定により 2,819 万 9,000 円を減額し、第 2 項財政調整基金繰入金において、2,098 万 6,000 円を追加計上しております。

以上で、事業勘定の説明を終わります。

続いて、診療施設勘定について、歳出からご説明申し上げます。11 ページを御覧ください。3、歳出。第 1 款総務費、第 1 項医療施設管理費において、8 節旅費から 26 節公課費まで、合計で 230 万 3,

0 0 0 円を減額しております。

第 2 款医業費、第 1 項医科用医業費において、合計で 1 8 1 万 1 , 0 0 0 円を減額し、第 2 項歯科用医業費で、合計 1 4 3 万円を減額しております。

次に、歳入についてご説明いたします。8 ページを御覧ください。
2、歳入。第 1 款診療収入、第 1 項医科外来収入において、本年度における収入見込みを精査し、合計で 2 , 5 9 8 万円を減額しております。

第 2 項歯科外来収入において、9 ページを御覧願います。合計で 1 , 4 7 5 万円を減額しております。

第 3 款繰入金、第 1 項他会計繰入金において、第 1 目事業勘定繰入金に 1 , 4 7 4 万円を計上し、第 2 目一般会計繰入金に 2 , 5 1 3 万 5 , 0 0 0 円を計上しております。

第 5 款諸収入、第 2 項受託事業収入において、収入見込みを精査し、合計で 3 1 3 万 9 , 0 0 0 円を減額しております。

以上、議案第 2 0 号 令和 6 年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第 4 号についてご説明申し上げました。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。
議案第 2 0 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第 2 0 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 2 1 議案第 2 1 号

○議長（川山光則君） 日程第 2 1、議案第 2 1 号 令和 6 年度中泊町介護保

険事業特別会計補正予算第4号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

長谷川福祉課長。

○福祉課長（長谷川朱子君） 議案第21号 令和6年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第4号についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ843万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億8,213万1,000円とするものであります。

歳入歳出予算補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書により、その主なものについてご説明いたします。

最初に、歳出についてご説明いたします。11ページを御覧願います。3、歳出。第2款保険給付費、第1項介護サービス等諸費、第1目介護サービス給付費、18節負担金、補助及び交付金で、報酬改定等による施設介護サービス給付費増等により318万4,000円を計上しております。

第3項高額介護サービス等費、第1目高額介護サービス等費、18節負担金、補助及び交付金で、189万8,000円を計上しております。

12ページを御覧願います。第5項特定入所者介護サービス等費、第1目特定入所者介護サービス等費、18節負担金、補助及び交付金で、120万6,000円を計上しております。

第3款地域支援事業費、第1項介護予防・生活支援サービス事業費、第1目介護予防・生活支援サービス事業費、18節負担金、補助及び交付金で、通所型サービス支給費201万3,000円など、合計213万8,000円を計上しております。

次に、歳入について主なものをご説明いたします。7ページにお戻り願います。2、歳入。第1款保険料、第1項介護保険料、第1目第1号被保険者保険料で、今年度の賦課状況等を踏まえ、440万6,000円を計上しております。

その他、歳出との関連において、第3款国庫支出金、第2項国庫補助金、第1目調整交付金で、224万5,000円を減額しております。

8ページを御覧願います。第4款支払基金交付金、第1項支払基金

交付金、第1目介護給付費交付金に161万7,000円を計上しております。

9ページを御覧願います。第5款県支出金、第1項県負担金、第1目介護給付費負担金に139万4,000円を計上しております。

第7款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目介護給付費繰入金から、10ページを御覧願います。第4目地域支援事業繰入金まで、合計119万9,000円を計上しております。

次に、債務負担行為補正についてご説明いたします。4ページにお戻り願います。第2表債務負担行為補正では、現在使用している包括支援センター車2台のリース契約が令和7年3月31日をもって満了となることから、購入し、4月1日以降も引き続き使用するための経費を追加設定しております。

以上、議案第21号 令和6年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第4号についてご説明申し上げました。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第21号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第22号

○議長（川山光則君） 日程第22、議案第22号 令和6年度中泊町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

木元町民課長。

○町民課長（木元 剛君） 議案第２２号 令和６年度中泊町後期高齢者医療特別会計補正予算第２号についてご説明申し上げます。

令和６年度中泊町後期高齢者医療特別会計補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ８５９万９，０００円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３億２，５８６万９，０００円とするものであります。

補正する歳入歳出予算の主なものを、歳入歳出補正予算事項別明細書により歳出からご説明いたします。７ページを御覧ください。３、歳出。第１款総務費、第１項総務管理費において事業費の精査により、合計で１２７万８，０００円を減額しております。

第２款後期高齢者医療連合納付金、第１項後期高齢者医療連合納付金、１８節負担金、補助及び交付金に、後期高齢者医療保険料等負担金から後期高齢者療養給付費（過年度分）まで、合計で９８７万７，０００円を計上しております。県広域連合より示された額を計上しております。

次に、歳入についてご説明申し上げます。６ページを御覧ください。２、歳入。第１款後期高齢者医療保険料、第１項後期高齢者医療保険料に７５２万４，０００円を計上しております。

第３款繰入金、第１項一般会計繰入金において、１節事務費繰入金から３節療養給付費繰入金まで、合計１９２万９，０００円を計上しております。

第５款諸収入、第２項雑入において、８６万１，０００円を減額しております。

以上、議案第２２号 令和６年度中泊町後期高齢者医療特別会計補正予算第２号についてご説明申し上げました。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第２２号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

◎日程第23 議案第23号

○議長(川山光則君) 日程第23、議案第23号 中泊町教育委員会委員の任命についてを議題にします。

本案について町長に説明を求めます。

濱舘町長。

○町長(濱舘豊光君) 議案第23号 中泊町教育委員会委員の任命についてご説明申し上げます。

現委員、佐井川智道氏の任期が令和7年5月17日をもって満了することに伴い、後任の委員として、坂本拓也氏を任命するに当たり、議会の同意を求めるものであります。

坂本氏は、中里地域宮野沢在住で、株式会社S・Sソーイング取締役として勤務しており、2児の父で武田小学校のPTA会員を務め、学校長の信頼も厚く、教育行政への関心が高いことから、適任であると存じますので、ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(川山光則君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第23号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は同意することに決定しました。

◎日程第 2 4 議案第 2 4 号

○議長（川山光則君） 日程第 2 4、議案第 2 4 号 中泊町監査委員の選任についてを議題にします。

本案について町長に説明を求めます。

濱舘町長。

○町長（濱舘豊光君） 議案第 2 4 号 中泊町監査委員の選任についてご説明申し上げます。

現委員、外崎良造氏の任期が令和 7 年 5 月 1 6 日をもって満了することに伴い、後任の委員として同氏を再任するに当たり、議会の同意を求めるものであります。

外崎氏は、令和 3 年から中泊町代表監査委員として活躍され、行政経験も豊富で、地方自治に精通されておりますことから、適任であると存じますので、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第 2 4 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 2 4 号は同意することに決定しました。

◎日程第 2 5 議案第 2 5 号

○議長（川山光則君） 日程第 2 5、議案第 2 5 号 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めるの件を議題にします。

本案について町長に説明を求めます。

濱舘町長。

○町長（濱館豊光君） 議案第25号 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めるの件についてご説明申し上げます。

現委員、磯野弘子氏の任期が令和7年6月30日をもって満了することに伴い、後任の委員として同氏を再推薦するに当たり、議会の意見を求めるものであります。

磯野氏は、小泊地域下前在住で、令和4年7月から人権擁護委員として活動しており、委員として適任であると存じますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第25号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は同意することに決定しました。

◎日程第26 議案第26号から日程第29 議案第29号
まで

○議長（川山光則君） 日程第26、議案第26号 中泊町認知症高齢者グループホームしおさいに係る指定管理者の指定についてから日程第29、議案第29号 中泊町総合文化センター文化ホールに係る指定管理者の指定について、以上4議案を一括議題として説明、質疑を行い、討論、採決については1議案ごとに行います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

本案について担当課長に説明を求めます。

下山総務課長。

○総務課長（下山貴子君） 議案第２６号 中泊町認知症高齢者グループホームしおさいに係る指定管理者の指定について、議案第２７号 中泊町すくすくしたまえ館に係る指定管理者の指定について、議案第２８号 中泊町一般廃棄物最終処分場に係る指定管理者の指定について、議案第２９号 中泊町総合文化センター文化ホールに係る指定管理者の指定についてを一括してご説明申し上げます。

指定管理者の募集につきましては、中泊町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例により、公募による募集をしたところでございます。

公募のあった指定管理者の選定につきまして、関係課長等で構成します「中泊町公の施設に係る指定管理者選定委員会」で審査をしまして、その結果を町長に報告し、指定管理者として選定したものであります。

４議案の施設全てにつきまして、１団体の応募であり、いずれも従来から管理団体でありましたので、これまでの管理実績に鑑みまして、全ての団体を適当であると認めたところでございます。

提出議案書つづりの５５ページを御覧願います。議案第２６号 中泊町認知症高齢者グループホームしおさいに係る指定管理者の指定について、指定管理者となる団体の名称は、「社会福祉法人中泊町社会福祉協議会」であります。

指定期間は、令和７年４月１日から令和１０年３月３１日までの３年間であります。

５６ページを御覧願います。議案第２７号 中泊町すくすくしたまえ館に係る指定管理者の指定について、指定管理者となる団体の名称は、「株式会社小泊うみどりーむ振興社」であります。

指定期間は、令和７年４月１日から令和１０年３月３１日までの３年間であります。

５７ページを御覧願います。議案第２８号 中泊町一般廃棄物最終処分場に係る指定管理者の指定について、指定管理者となる団体の名称は、「株式会社竹内組」であります。

指定期間は、令和７年４月１日から令和１０年３月３１日までの３年間であります。

５８ページを御覧願います。議案第２９号 中泊町総合文化センタ

一文化ホールに係る指定管理者の指定について、指定管理者となる団体の名称は、「一般社団法人中泊町文化観光交流協会」であります。

指定期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間であります。

以上、議案第26号 中泊町認知症高齢者グループホームしおさいに係る指定管理者の指定について、議案第27号 中泊町すくすくしたまえ館に係る指定管理者の指定について、議案第28号 中泊町一般廃棄物最終処分場に係る指定管理者の指定について、議案第29号 中泊町総合文化センター文化ホールに係る指定管理者の指定についての説明といたします。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

議案第26号の討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第26号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

議案第27号の討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第27号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

議案第28号の討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第28号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

議案第29号の討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第29号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

◎日程第30 議案第30号

○議長（川山光則君） 日程第30、議案第30号 中泊町総合福祉健康センターに係る指定管理者の指定についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

下山総務課長。

○総務課長（下山貴子君） 議案第30号 中泊町総合福祉健康センターに係る指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

指定管理者の募集方法につきましては、中泊町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例により、公募したところでございます。

応募のあった指定管理者の選定につきましては、関係課長等で構成します「中泊町公の施設に係る指定管理者選定委員会」で審査をしまして、その結果を町長に報告し、指定管理者として選定したものであります。

議案の施設につきましては、新規の募集でありましたが、1団体の

みの応募であり、施設の開業から管理業務委託を請け負う団体でありましたので、これまでの管理実績に鑑みまして、この団体を「適当」であると認めたところでございます。

提出議案書つづりの５９ページを御覧願います。議案第３０号 中泊町総合福祉健康センターに係る指定管理者の指定について、指定管理者となる団体の名称は、「株式会社ディスパッチ」であります。

指定期間は、令和７年４月１日から令和１０年３月３１日までの３年間であります。

以上、議案第３０号 中泊町総合福祉健康センターに係る指定管理者の指定についてご説明申し上げました。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第３０号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３０号は原案のとおり可決されました。

◎日程第３１ 議案第３１号

○議長（川山光則君） 日程第３１、議案第３１号 町有財産の無償貸付についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

長谷川福祉課長。

○福祉課長（長谷川朱子君） 議案第３１号 町有財産の無償貸付についてご説明申し上げます。

提出議案書つづりの６０ページを御覧願います。令和７年２月４日付で、社会福祉法人みちのく会から中里地域保育施設運営継続のため、

町有財産使用貸借契約の更新の申出があり、当該施設の土地及び建物を引き続き無償貸付けするため、提案するものです。

貸付けする土地は、現在「中里こども園」、「富野こども園」、「薄市こども園」として使用している「中里字紅葉坂２７番地１」ほか１４筆。

貸付けする建物は、旧中里保育所・旧富野保育所・旧薄市保育所本体ほか附帯施設。

貸付けの相手方は、西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字下富田２９番地７、社会福祉法人みちのく会理事長、吉田照生であります。

貸付けの条件は、令和７年４月１日から令和１２年３月３１日までの５年間とし、継続して保育施設として使用することとなっております。

以上、議案第３１号 町有財産の無償貸付についてご説明申し上げます。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第３１号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３１号は原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長（川山光則君） お諮りします。

本日、町長から議案第３２号が提出され、お手元に配付しております。これを日程に追加し、追加日程第１として直ちに議題にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定しました。

◎町長追加提案理由の説明

○議長(川山光則君) 町長に提案理由の説明を求めます。

濱館町長。

(町長 濱館豊光君登壇)

○町長(濱館豊光君) 追加提案をさせていただきます議案について、ご説明申し上げます。

議案第32号は、令和6年度中泊町一般会計補正予算第13号についてであります。補正額は、歳入歳出とも2,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を84億5,388万1,000円とするものであります。

補正する歳出は、土木費に町道除雪委託費を計上いたしております。

歳入につきましては、歳出の関連において、財政調整基金繰入金を計上いたしております。

このほか、繰越明許費について、民生費の高齢者生活福祉センター自家発電設備蓄電池交換修繕を追加設定いたしております。

以上で、追加提案理由の説明とさせていただきます。何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決を賜りますようお願い申し上げます。

◎追加日程第1 議案第32号

○議長(川山光則君) 追加日程第1、議案第32号 令和6年度中泊町一般会計補正予算第13号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

三上財政課長。

○財政課長(三上晃瑠君) 議案第32号 令和6年度中泊町一般会計補正予算第13号についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84億5,388万1,000円とするものであります。

歳入歳出予算補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。

最初に、歳出についてご説明いたします。6 ページを御覧願います。
3、歳出。第8款土木費、第2項道路橋梁費、第3目防雪対策費、12節委託料で、町道除雪委託料2,000万円を計上しております。

次に、歳入についてご説明いたします。5 ページにお戻り願います。
2、歳入。第18款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金に、今回の補正財源として2,000万円を計上しております。

次に、繰越明許費についてご説明いたします。3 ページを御覧願います。第2表繰越明許費、1、追加、第3款民生費、第1項社会福祉費、高齢者生活福祉センター自家発電設備蓄電池交換修繕において、年度内にその支出が終わらないことから、翌年度に繰り越して使用するため設定するものであります。

以上、議案第32号 令和6年度中泊町一般会計補正予算第13号についてのご説明といたします。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。
議案第32号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

◎日程第32 発議第1号

○議長（川山光則君） 日程第32、発議第1号 議員派遣についてを議題にします。

本案については、議員の限られた会期中の活動に加え、調査や研修

等、また国や県等に対しての要請活動など、議会において必要があると認めるときは議員の派遣ができるよう提案するものであります。

お諮りします。本案については説明、質疑及び討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、本案については説明、質疑及び討論を省略することに決定しました。

発議第１号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第１号は原案のとおり可決されました。

◎日程第３３及び日程第３４

○議長（川山光則君） 日程第３３、中泊町選挙管理委員会委員の選挙について及び日程第３４、中泊町選挙管理委員会委員補充員の選挙についてを一括議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

選挙管理委員会委員及び補充員は、地方自治法第１８４条第１項及び第２項の規定により、議会において選挙することになっています。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第１１８条第２項の規定に基づき、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。被選挙人は、私が指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

名簿は、お手元に配付のとおりです。配付しました名簿のとおり、選挙管理委員会委員には山本孝男君、古川秀志君、長利謙二君、大西伸也君を指名します。

お諮りします。ただいま指名した方を選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました山本孝男君、古川秀志君、長利謙二君、大西伸也君、以上の方が選挙管理委員会委員に当選されました。

12時を過ぎましたが、会議を続けますので、ご協力をお願いします。

続いて、配付しました名簿のとおり、選挙管理委員会委員補充員には、第1順位、龍野秋江君、第2順位、福士敬悦君、第3順位、外崎周蔵君、第4順位、新岡忠義君を指名します。

お諮りします。ただいま指名した方を選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました第1順位、龍野秋江君、第2順位、福士敬悦君、第3順位、外崎周蔵君、第4順位、新岡忠義君、以上の方が選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

◎日程第35 委員会付託

○議長（川山光則君） 日程第35、委員会付託を議題にします。

お諮りします。次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項については、閉会中の審査事項とし、議会運営委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項については、閉会中の審査事項とし、議会運営委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。中泊町議会総務文教常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、総務文教常任委員会が所管する事項について、閉会中の継続調査としての申し出がありました。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。中泊町議会産業福祉常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、産業福祉常任委員会が所管する事項について、閉会中の継続調査としての申し出がありました。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長(川山光則君) 今定例会に上程されました全議案について長時間にわたり慎重にご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

これをもちまして令和7年第1回中泊町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 零時05分

上記会議のてん末を記載しその相違ないことを証するため
ここに署名する。

議 長 河 山 光 則

署名議員 鈴木 長一 郎

署名議員 長 刺 司